

別添①

国民健康保険システム標準化
第1回合同ワーキングチーム

令和6年8月7日

市町村事務処理標準システム

基本設計の観点及び方針について

(マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応)

国民健康保険中央会
医療保険部 保険者業務課

(空白ページ)

目次

1. はじめに

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

機能概要 1 従前の「被保険者証」等の発行機能の削除

機能概要 2 「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」の様式追加

機能概要 3 申請による資格確認書の発行機能の追加

機能概要 4 利用登録情報等を活用した資格確認書の発行機能の追加

機能概要 5 「資格情報のお知らせ」の発行機能の追加

機能概要 6 滞納世帯主等の取り扱いに関する機能の見直し

機能概要 7 資格確認書等の年次交付に関する機能の追加

機能概要 8 資格確認書等の月次交付に関する機能の追加

機能概要 9 被保険者証廃止に伴う、照会画面等に関する機能の見直し

機能概要 10 被保険者証廃止に伴う、連携機能の見直し

1. はじめに

本資料は、市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）が令和6年10月および12月にリリース予定としている制度改革に関する機能における、基本設計の**設計観点**および**設計方針**を記載した資料である。

制度改革に必要となる各機能に対し、基本設計で考慮した設計観点、システム開発の設計方針について、記載する。

また、標準システムを導入しない市町村（特別区を含む。以下同じ）においては現行の国保システムに対し、制度改革に対応する開発を行う必要がある。本資料を現行の国保システムを開発される際の参考資料としてお示しするが、現行の国保システムの仕様および市町村のシステム環境などにより、適切な制度改革に対するシステム対応を行うことを前提とし、必ずしも本資料の設計方針に従う必要はないことに留意いただきたい。

2. 制度改革に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

案件概要

○改正の概要

令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）が公布され、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」において、『改正法の施行後は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としつつ、全ての被保険者が必要な保険診療を受けられるよう、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書により被保険者資格を確認する』こととされている。

また、令和5年8月8日に「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた課題の整理と必要な対応について「最終とりまとめ」として公表され、『当分の間、マイナ保険証（健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付する』こととなった。

なお、資格確認書等の様式等及びその交付のためのシステム改修等の内容については、令和5年12月に「資格確認書の様式等について」が示されている。

令和5年12月27日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について（通知）」が発出され、施行期日は、令和6年12月2日（以下、「施行日」という。）とすることが示された。

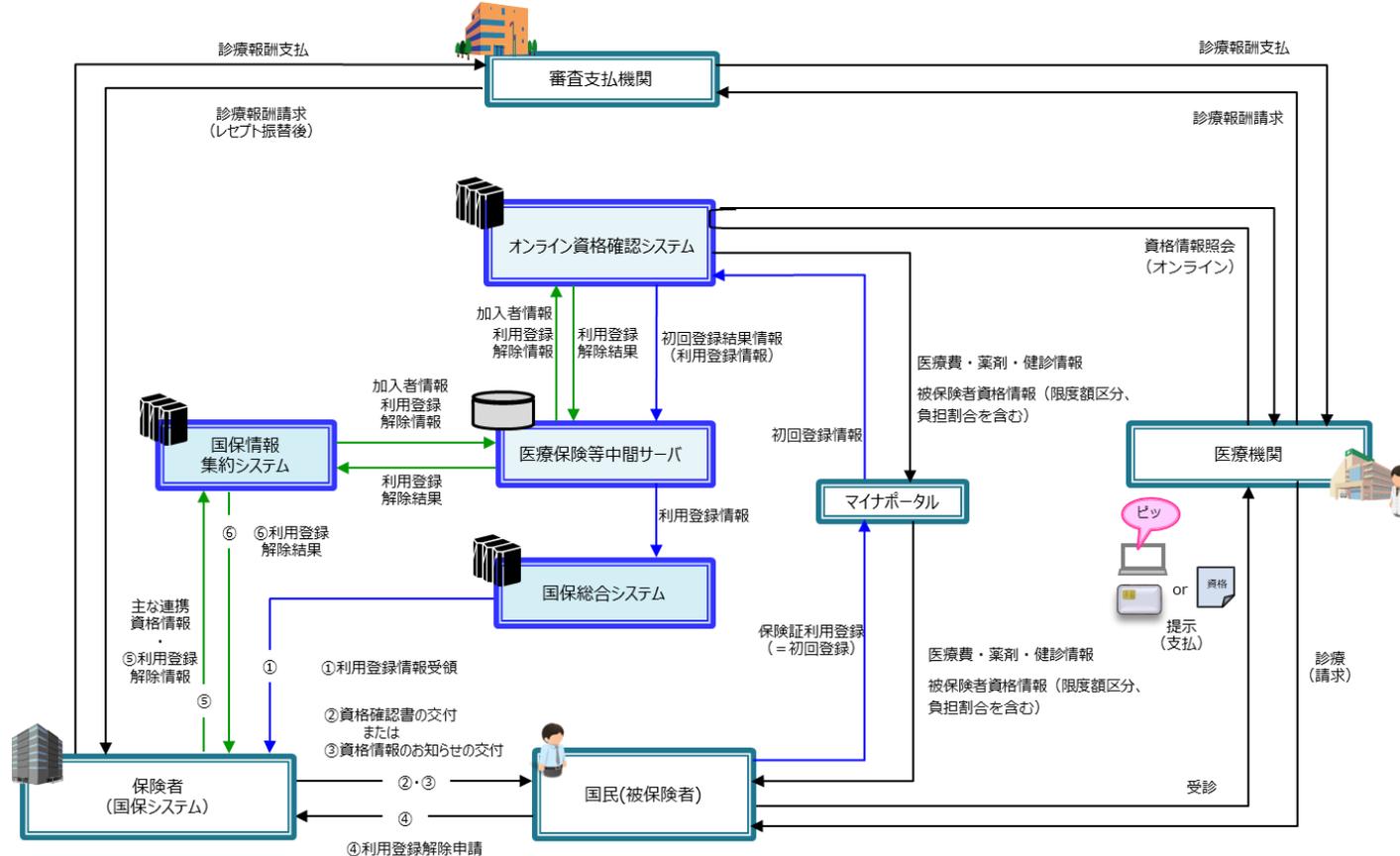
○施行日 令和6年12月2日

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

マイナンバーカードの健康保険証利用について、医療保険者における運用イメージを以下に示す。

【マイナンバーカードの保険証利用に係る全体概要】



○医療保険者における運用（改正法施行後における新たな運用）

- ①： 被保険者がマイナポータル等によりマイナ保険証の初回登録した情報（利用登録情報）をオンライン資格確認システムより、医療保険等中間サーバおよび国保総合システムを経由して連携され、国保システムに登録する。
- ②③： ①で登録した利用登録情報を活用して、マイナ保険証利用未登録の被保険者に職権により資格確認書を交付する。
また、マイナ保険証利用登録済みの被保険者には「資格情報のお知らせ」を交付する。
なお、マイナ保険証利用登録者で資格確認書の交付を希望される場合、資格確認書の交付申請を受け付けし、資格確認書を交付する。
- ④⑤⑥： 被保険者からマイナ保険証の利用登録解除申請を受け付けし、解除申請情報を登録する。保険者職員は、利用登録解除申請を国保情報集約システム、医療保険等中間サーバを経由して、オンライン資格確認システムへ連携する。また、保険者はオンライン資格確認システムより返却される利用登録解除結果を受領する。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

○標準システムにおける対応

標準システムでは、前ページまでの改正法の施行に係る運用を踏まえて、以下のとおりシステム改修を実施する。

下記のシステム改修機能は、令和6年10月のリリースを予定しているが、注釈（※）の機能については、令和6年12月にリリースを予定している。

- 「被保険者証（短期証を含む）」、「被保険者資格証明書」については、施行日以降は交付できないようにする。
ただし、「高齢受給者証」、「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」および「特定疾病療養受療証」については、引き続き交付可能とする。
- 被保険者本人からの申請により、「資格確認書」を交付可能とする。
- ただし、当分の間、保険者が職権にて被保険者へ「資格確認書」を交付できるようにする。
- マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を把握するため、「資格情報のお知らせ」を交付可能とする。
※マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合においてマイナ保険証とともに提示することで受診可能。
- 長期にわたる保険料滞納者に対する保険料の納付を促す取組として、「資格確認書（特別療養対象者）」「資格情報のお知らせ（特別療養対象者）」を交付可能とする。
※また、特別療養対象者の該当情報を管理するため、バッチ処理およびオンライン画面より特別療養費支給対象該当情報を入力可能とする。
なお、オンライン画面より特別療養費支給対象該当情報を入力する機能は、令和6年12月リリースを予定している。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

○標準システムにおける対応

- 「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」の有効期限が満了した際、新たな有効期限による「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」を一括で交付可能とする。
※また、「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」を一括交付した後に宛名変更等が生じた被保険者について一括処理により、差し替え交付を可能とする。
なお、一括処理による差し替え交付を実施する機能は、令和6年12月リリースを予定している。
- 「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」の記載事項が変更となった被保険者に対して、職権にて両通知の差し替えを可能とする。
- 資格照会画面等において、「被保険者証」等の表現修正および削除を実施する。
※なお、本機能については、令和6年12月リリースを予定している。
- 連携機能において、「被保険者証」等情報連携に関する設定仕様の見直しを実施する。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

機能概要 1

従前の「被保険者証」等の発行機能の削除

施行日以降、「被保険者証」等を交付できない様にする。(対象は以下のとおり。)

- ・被保険者証 (短期証を含む)
- ・被保険者資格証明書

なお、「高齢受給者証」、「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」、「特定疾病療養受療証」(以下、「特定疾病証」という。)については、従前どおり交付可能とする。

設計観点 1

- ①「被保険者証」等の帳票発行ができないようにすること。(但し、当該帳票以外に影響が無いこと)
- ②「高齢受給者証」、「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」、「特定疾病証」については、帳票発行可能なこと。

設計方針 1 アクセス権限設定の変更により、該当帳票を発行できないようにする。

- ①「被保険者証」等の帳票発行に関するアクセス権限設定を、保険者にて施行日前日に削除頂き、当該帳票を発行できないようにする。なお、アクセス権限の設定変更については、オンライン画面から設定変更頂くことを基本とするが、設定変更が必要なユーザ数等が多くなることも予想されることから、アクセス権限変更用のツール提供を行う。なお、「被保険者証」等は、バッチ処理発行も可能なため、バッチ処理権限についても同等の対応を行う。
- ②従前の機能において、「被保険者証発行画面」にて発行している「加入脱退証明」等については、①の対応を行うと発行できなくなる。これら帳票は標準仕様書に記載されており、引き続き発行可能とするため、新規発行画面を用意する。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

アクセス権限設定変更、及び、設定変更に伴う資格確認書への切替交付対応事例を以下に示す。

(10月一斉交付の場合)

項目	令和6年			令和7年						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月～9月	10月	
マイルストーン	▲ 保険証一斉交付		▲ 12/2 制度施行日							▲ 資格確認書年次交付
パターン① 通常証交付	○ 保険証一斉交付 (通常証) : 有効期限 : R7年9月30日									
パターン② 短期証(6か月証)	○ 保険証一斉交付 (短期6か月証) : 有効期限 : R7年3月31日						◎ 資格確認書交付 : (又は資格情報のお知らせ) 有効期限R7年9月30日			
パターン③ 制度施行日前に適用開始	○ 12/1 適用開始届出 保険証交付 (通常証) : 有効期限 : R7年9月30日									
パターン④ 制度施行日後に適用開始	◎ 12/3 適用開始届出 資格確認書交付(又は資格情報のお知らせ) : 有効期限R7年9月30日									
パターン⑤ 制度施行日後に滞納解消	○ 保険証一斉交付 (資格証) : 有効期限 : R7年9月30日						◎ 1/10 滞納解消により 資格確認書交付(又は資格情報のお知らせ) : 有効期限R7年9月30日			
「被保険者証」等の帳票発行に関するアクセス権限設定	権限設定有効			権限設定削除						

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

機能概要 2

「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」の様式追加

改正法の施行後においてマイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された「資格確認書」により被保険者資格を確認する。

資格確認書の記載事項は、必須記載事項と任意記載事項に区分し、必須記載事項については、医療機関等における被保険者資格の確認に必要な最低限の項目とし、任意記載事項については、保険者の判断で記載事項を選択した上で、本人の希望に基づき記載事項として追加することが可能な項目とする。

なお、保険者の判断で任意記載事項を追加しないこととする。可能とする。

一方で、マイナ保険証の保有者においては、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や一部負担金割合の変更時等に「資格情報のお知らせ」を交付する。

標準システムでは、上記の運用に対応するため、新たに「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」の帳票を追加する。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計観点2

- 「資格確認書」は、必須記載事項と任意記載事項に区分してそれぞれ様式を追加する
- 滞納者に対して交付する「資格確認書」については、特別療養費支給対象者である旨を補足した様式を追加する
- 「資格確認書」の様式サイズは、カード型、はがき型（高齢受給者証と同様のサイズ）、A 4 型の 3 種類を準備し、保険者で選択可能とする
- 滞納者に対して交付する「資格情報のお知らせ」については、特別療養費支給対象者である旨を補足した様式を追加する

設計方針

2-1

「資格確認書」は、必須記載事項と任意記載事項に区分してそれぞれ様式を追加する

- 「資格確認書」の任意記載事項である、高額療養費の限度額適用区分や特定疾病の認定疾病名等について、従来どおり各種証を別途交付する保険者を考慮して、標準システムでは資格確認書の必須記載事項を出力する様式（以下、「必須様式」という）と必須記載事項および任意記載事項を出力する様式（以下、「任意様式」という）の帳票定義ファイルを提供する。
また、資格確認書の出力を必須記載事項のみとするか、任意記載事項を含めて出力するかは業務セットアップパラメータ「0401：資格確認書様式選択」の設定値を参照して、出力制御を実施する。
- 従来の「被保険者証」に関する機能と同様に、別途「高齢受給者証」を交付する保険者においては、「資格確認書」に負担割合を出力しないことから、既存の業務セットアップパラメータ「0074：保険証兼高齢受給者証オプション」の設定値を参照して、負担割合の出力制御を実施する。
- 様式（任意）を採用される保険者において、被保険者が任意記載項目を希望しない場合は、任意記載項目を「***（アスタリスク）」埋めして出力する。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

資格確認書の必須様式および任意様式における設計のポイントを以下に示す。

No.	業務セットアップパラメータ 「0401：資格確認書様式選 択」の設定値	業務セットアップパラメータ 「0074：保険証兼高齢受給者 証オプション」の設定値	資格確認書の表示内容に関する設計ポイント
1	0000：任意項目なし（デフォルト）	0000：負担割合を出力しない	<ul style="list-style-type: none">・必須記載事項のみを出力する。・負担割合を出力しない。
2	0000：任意項目なし（デフォルト）	0001：負担割合を出力する	<ul style="list-style-type: none">・必須記載事項のみを出力する。・負担割合を出力する。 ただし、特別療養費支給対象者の場合は、負担割合は出力しない。
3	0001：任意項目あり	0000：負担割合を出力しない	<ul style="list-style-type: none">・必須記載事項および任意記載事項を出力する。 ただし、申請受付時に任意記載事項を選択した場合に限る。 なお、任意項目を出力しない被保険者については、「＊」埋めとする。 ・負担割合を出力しない。
4	0001：任意項目あり	0001：負担割合を出力する	<ul style="list-style-type: none">・必須記載事項および任意記載事項を出力する。 ただし、申請受付時に任意記載事項を選択した場合に限る。 なお、任意項目を出力しない被保険者については、「＊」埋めとする。 ・負担割合を出力する。 ただし、特別療養費支給対象者の場合は、負担割合は出力しない。

資格確認書の出力内容は業務セットアップパラメータで指定することとし、帳票出力の都度出力内容を切り替えることはできないものとする。

市町村職員は業務セットアップパラメータを事前に検討し、利用する資格確認書の様式を決定する。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針

2-2

滞納者に対して交付する「資格確認書」については、特別療養費支給対象者である旨を補足した様式を追加する

従来の「被保険者資格証明書」発行対象者に相当する滞納者に対して交付する「資格確認書」については、特別療養費支給対象者である旨「（特別療養）」を補足した様式を追加する。

従来より被保険者証は「カード型」で出力し、被保険者資格証明書については「はがき型」で出力して区別して運用されていることを考慮して、一般の資格確認書と特別療養費支給対象者の資格確認書で、それぞれ様式サイズを設定可能とする。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針

2-3

「資格確認書」の様式サイズは、カード型、はがき型（高齢受給者証と同様のサイズ）、A4型の3種類を準備し、保険者で選択可能とする

「資格確認書」の様式サイズは、「カード型」、「はがき型」（高齢受給者証と同様のサイズ）、「A4型」の3種類の帳票定義ファイルを準備する。保険者においては、制度施行時に利用する様式サイズをセットアップすることとし、資格確認書の発行都度、様式サイズを切り替えることはできないものとする。

例) 通常の被保険者は、「カード型」として出力し、滞納のある被保険者は「はがき型」で出力するとセットアップした場合、通常の被保険者に「はがき型」の様式を出力することはできない。

ただし、「A4型」については、マイナンバーカードの紛失時等、短期の有効期限で発行する場合の活用が想定されていることから、保険者職員により資格確認書の発行時に「A4型」へのみ切り替えを可能とする。

標準システムでは、以下の様式サイズ、記載事項の中から、保険者で利用する帳票定義ファイルを選択する。

No.	様式サイズ	特別療養費支給対象 該当/非該当	記載事項	帳票サンプル 参考資料	補足
1	カード型 ※宛先あり、罫線なし	非該当	必須項目のみ	別紙1-1	
2			必須及び任意項目	別紙1-2	
3		該当	必須項目のみ	別紙1-3	
4	はがき型（高齢受給者証と同様サイズ） ※宛先あり、罫線あり	非該当	必須項目のみ	別紙2-1	
5			必須及び任意項目	別紙2-2	
6		該当	必須項目のみ	別紙2-3	
7	A4型 ※宛先あり、罫線あり	非該当	必須項目のみ	別紙3-1	発行時にA4型へ変更可 能とする。
8			必須及び任意項目	別紙3-2	
9		該当	必須項目のみ	別紙3-3	

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

帳票出力内容について、厚労省へ最終確認中となるため、令和6年7月時点の検討案となります。

「資格確認書」の様式のうち、「カード型・必須項目のみ」様式と「A4型・必須及び任意項目」様式の帳票出力イメージを以下に示します。

1

① 111-1111
中央県A市B町1丁目1番地1号
中央マンション 101号室
国保 一郎 様

②

③ A市Z 国保課
中央県A市2丁目1番1号

中央県
国民健康保険
資格確認書

有効期限 令和 6年 7月 31日
発効期日 令和 5年 8月 1日

記号 中央 番号 20231208 (枝番) 01
氏 名 国保 一郎
生 年 月 日 昭和 27年 8月 1日 性 別 男
適用開始年月日 令和 5年 4月 1日 負担割合 2割 ④
交 付 年 月 日 令和 5年 8月 1日
世 帯 主 氏 名 国保 一郎
住 所 中央県A市B町1丁目1番地1号 中
中央
A市
の
県

中央マンション 101号室
保険者番号 999999 交付者名 A市

【資格確認書・カード型・必須項目のみ様式帳票の補足事項】

- ①送付先情報
送付先の宛名欄は、世帯主宛てに出力する、
- ②簡易書留番号およびバーコード
簡易書留番号の出力制御は、処理パラメータにより実施する。
- ③問い合わせ先
自治体基礎情報設定より、取得する。
- ④負担割合
70歳以上の被保険者の場合のみ「負担割合」および「負担割合のラベル」を出力し、70歳未満の被保険者の場合は、「負担割合」および「負担割合のラベル」を出力しない。

「資格確認書・カード型・必須項目のみ」様式の帳票出力イメージ

なお、特別療養費の対象の様式では、70歳以上の被保険者であっても「負担割合」は出力しない。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

帳票出力内容について、厚労省へ最終確認中となるため、令和6年7月時点の検討案となります。

① 111-2222 中央県A市1丁目1番1号 中央マンション 101号室	(お問合せ先) 〒111-1111 中央県A市B町2丁目1番1号 A市 国保課 電話 000-000-0000								
国保 太郎 様	②								
※裏トビ線									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">中央県国民健康保険資格確認書</p> <p style="text-align: center;">有効期限 令和 8年 7月 31日 交付年月日 令和 7年 8月 1日</p> </div>									
記 号	中央A 番 号 12345678 (枝番) 02								
氏 名	国保 花子 性別 女								
生 年 月 日	昭和 26年 6月 6日								
適用開始年月日	平成 30年 4月 1日								
負担割合・発効期日	2割 ・ 令和 7年 8月 1日 ③								
限度区分・発効期日	低Ⅱ ・ 令和 7年 8月 1日 ④								
長期入院該当日	令和 5年 12月 1日 印								
特定疾病区分・発効期日	AⅠ ・ 令和 7年 8月 1日 ⑤								
世帯主氏名	国保 太郎								
住 所	中央県A市B町1丁目2番345号 中央マンション 601号室								
保険者番号並びに 交付者の名称及 び印	<table border="1" style="margin: 0 auto; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">A 市 </p>			9	0	0	0	1	0
		9	0	0	0	1	0		

【資格確認書・A 4型・必須及び任意項目様式帳票の補足事項】

①送付先情報

送付先の宛名欄は、世帯主宛てに出力する、

②問い合わせ先

自治体基礎情報設定より、取得する。

③負担割合・発効期日

70歳以上の被保険者の場合にのみ設定することとし、70歳未満の被保険者の場合は「***」とする。

④限度額区分・発効期日・長期入院該当日

任意記載項目として「限度額」を選択した場合にのみ設定することとし、未選択の場合は「***」とする。

⑤特定疾病区分・発効期日

任意記載項目として「特定疾病」を選択した場合にのみ設定することとし、未選択の場合は「***」とする。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針

2-4

「資格情報のお知らせ」の様式を追加する

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合において、マイナ保険証とともに医療機関に提示することで受診可能とするため、A4型で出力する「資格情報のお知らせ」の右下に切り取り可能な資格情報記載事項を出力する。被保険者は、切り取り可能な資格情報記載事項を「資格情報のお知らせ」より切り取り、マイナンバーカードと合わせて医療機関に提示することで受診可能とする。

また、「資格情報のお知らせ」を被保険者へ郵送にて交付することを考慮して、世帯主宛ての送付先欄を追加する。なお、「資格情報のお知らせ」についても、資格確認書と同様に一般の被保険者と滞納者を区別して様式を追加する。

標準システムにおける「資格情報のお知らせ」の帳票レイアウトは以下のとおり。

No.	様式サイズ	特別療養費支給対象 該当/非該当	帳票サンプル 参考資料
1	A4	非該当	別紙4-1
2		該当	別紙4-2

「資格情報のお知らせ」の様式の「特別療養費支給対象非該当」様式の帳票出カイメージを次ページに示す。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」における負担割合、および、有効期限に関する出力仕様について、以下に整理する。

負：負担割合
有：有効期限

帳票	0074：保険証兼高年齢受給者証オプション ※1	70歳未満		70歳以上の前期高齢者	
		一般	特別療養費支給対象者	一般	特別療養費支給対象者
資格確認書	負担割合を出力する (旧兼用証相当)	負：出力しない 有：出力する ※4	負：出力欄なし 有：出力する ※4	負：出力する 有：出力する (※6 翌7/31)	負：出力欄なし 有：出力する (※6 翌7/31)
	負担割合を出力しない ※2			負：出力しない※2 有：出力する ※4	負：出力欄なし 有：出力する ※4
資格情報のお知らせ (マイナ保険証利用者)	負担割合を出力する (旧兼用証相当) ※3	負：出力しない 有：設定に従う※5	負：出力欄なし 有：設定に従う※5	負：出力する 有：出力する (※6 翌7/31)	負：出力欄なし 有：出力する (※6 翌7/31)
	負担割合を出力しない (想定していない) ※3				

- ※1 70歳以上の前期高齢者に対する負担割合を出力するか否かは、既存の業務セットアップパラメータ「0074：保険証兼高年齢受給者証オプション」の設定に従う
- ※2 ※1で「負担割合を出力しない」場合は、施行日以降も引き続き高年齢受給者証の交付が必要
- ※3 「資格情報のお知らせ」の対象者に対する高年齢受給者証の交付は想定されていないため、上記※1で示したセットアップパラメータの設定に依らず、70歳以上の前期高齢者に対する「資格情報のお知らせ」には、負担割合を出力する
- ※4 新たに管理する「資格確認書の更新サイクル」の「終了日」を出力する。(在留期限・マル学等非該当予定日・70歳到達日・75歳到達日を考慮する。) なお、「資格確認書の更新サイクル」については、「設計方針3-2」に示す。
- ※5 新たに管理する「資格情報のお知らせ有効期限設定(業務コード値より設定)」がある場合は出力する。(在留期限・マル学等非該当予定日・70歳到達日を考慮する。)
- ※6 70歳以上の前期高齢者に関する有効期限については、(年次)負担区分の判定が実施されることから、有効期限は翌7/31とする(在留期限・マル学非該当予定日・75歳到達日を考慮する。)(特別療養費支給対象者について、同様の取扱いとする。)

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

機能概要 3

申請による資格確認書の発行機能の追加

機能概要 2 に示す「資格確認書」は、原則、本人の申請に基づき保険者が速やかに交付することとし、その申請については被保険者から保険者に申請書を提出する。ただし、当分の間、マイナ保険証を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が職権で交付するため、本人の申請による交付が想定される者は、以下のとおりとなる。

- ・ マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
 - ・ 介助者等の第三者が要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者。以下同じ。）に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合
- ※マイナ保険証を保有しているが申請により資格確認書が交付された**要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合に、更新時に本人の申請によらず交付する。**

標準システムでは、資格確認書の交付申請を管理して資格確認書を出力するため、以下の機能を実装する。

- 「資格確認書」の交付申請者を登録して管理する機能
- 「資格確認書」の交付申請者に対し、「資格確認書」を発行する機能
- 「資格確認書」の交付履歴を管理する機能

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計観点3

- 資格確認書の交付申請入力において、「要配慮者」と「その他」を区分して管理できること
- 資格確認書の交付申請入力時に、任意記載事項として出力する「各種証情報」を保険者が選択できること
- 資格確認書の交付申請情報のとおり、資格確認書を出力できること
- 交付した資格確認書の交付実績について、履歴照会が可能であること

設計方針

3-1

資格確認書の交付申請入力において、「要配慮者」と「その他」を区分して管理できること

資格確認書は、二重交付を抑止する観点から発行の都度申請を実施することとするが、要配慮者として保険者が資格確認書の交付を継続的に必要と判断した者については、更新時に本人の申請によらず交付を可能とするため、申請種別に「要配慮者」と「その他」を区分して管理する。

申請種別を「要配慮者」として申請登録を行われた場合、被保険者が資格確認書の交付停止を求めるまでの間、継続的に資格確認書を交付対象として管理する。（※継続した利用を考慮した申請扱いとする。）

※資格確認書申請種別 等

申請種別	申請区分	二重申請	内容
要配慮者	継続	不可	要配慮者の方について交付申請する場合の理由。翌年度の更新時に継続申請の対象者として一斉交付対象とする。 また、一度交付した後に、別途バッチ処理にて記載内容の変更を検出し、本申請を基に記載内容を決定、交付する。
その他	都度	不可	要配慮者以外の一般的な交付申請する場合の理由。一度交付した後に、別途バッチ処理にて記載内容の変更を検出し、本申請を基に記載内容を決定、交付する。 なお、本申請での効力は当該年度の有効期限までとし、翌年度の更新時においては一斉交付の対象外とする。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針

3-2

資格確認書の交付申請入力時に、任意記載事項として出力する「各種証情報」を保険者が選択できること

資格確認書の任意記載事項は、保険者の判断で記載事項を選択した上で、本人の希望に基づき記載事項として追加することが可能な項目となるため、資格確認書の交付申請登録時に資格確認書の任意記載事項の有無を被保険者毎に選択可能とする。

なお、標準システムで選択する任意記載情報と出力項目は以下のとおり。

- ・限度額認定欄 : 「高額療養費の限度額の適用区分」・「発効期日」・「長期入院該当年月日」
- ・特定疾病欄 : 「特定疾病の自己負担限度額・認定疾病名（記号で表記）」・「発効期日」

資格確認書発行申請受付

令和6年5月24日(金) 市民窓口2 : 自設管理ユーザ 利用可能時間: 0:00~23:59 市町村手数料徴収システム

Menu [資格] 対象者検索 > 資格確認書発行申請受付 > 更新完了

世帯に関する情報

宛名番号: 5900021801 世帯番号: 5900000180

保険証番号	59002180		
世帯主氏名	国保 あかね	生年月日	S53.07.01 : 45 歳 (女)
住所	100-0001 中央県A市B町1丁目10番12号	滞納区分	滞納あり
		続柄	世帯主
	電話番号	最新課税区分	課税一般工
		最新負担区分	

資格確認書申請に関する情報

有効開始日 R08.08.01 有効終了日 R07.07.31

申請年月日 R06.05.24

資格確認書発行候補世帯員

選択	氏名	生年月日		利用登録	申請履歴	特定疾病	長期入院該当年月日	解除年月日	限度額	特定疾病	申請理由*
		国保続柄	性別						備考		
<input type="checkbox"/>	コホ アカネ 国保 あかね	S53.07.01	45歳	有	有	有			<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	2 カード返納

資格確認書発行申請受付画面の補足事項

- ①有効開始日・終了日
- ②解除年月日

有効開始日～解除年月日（前日）または有効終了日までを有効な申請として取り扱う。次ページに詳細を記載する。

③任意記載

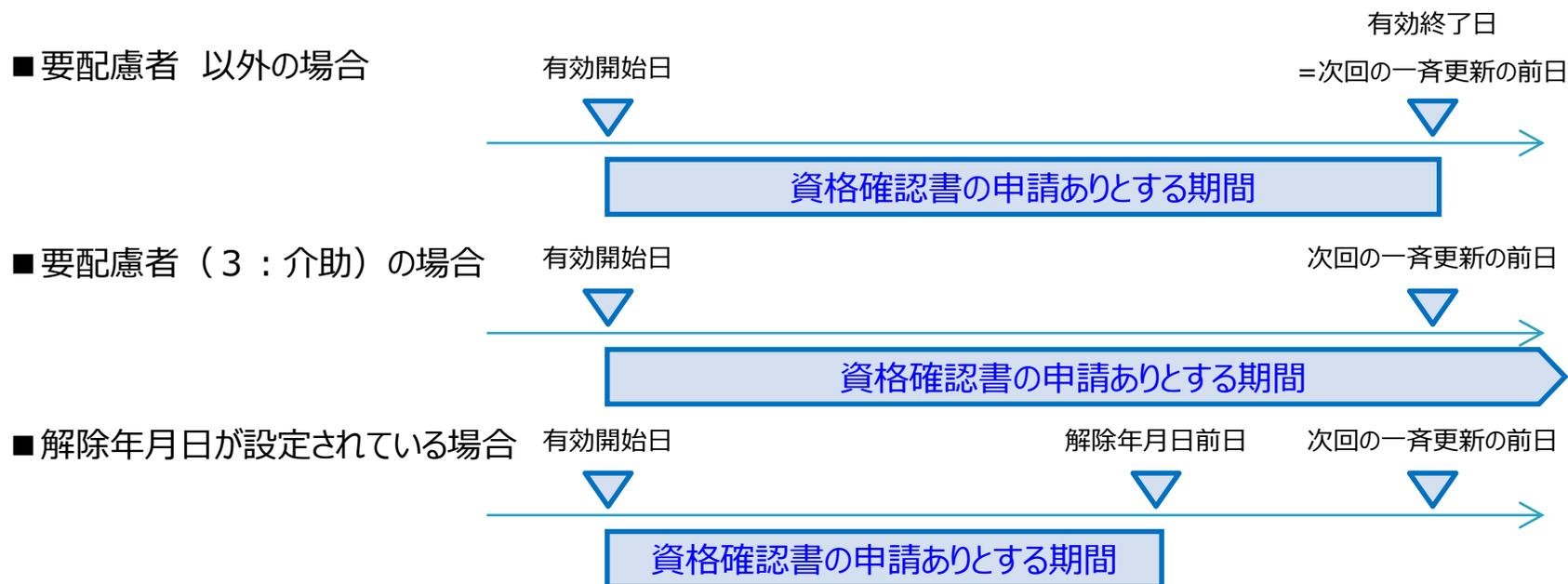
「任意記載」で「あり」を選択時には「限度額」「特定疾病」を活性化し、「任意記載」で「なし」を選択時には「限度額」「特定疾病」を非活性化の制御を行う。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

「資格確認書発行申請受付画面」は、遷移元の対象者検索画面で指定した「基準日」をもとに画面表示時に更新サイクルを判断し、「有効開始日」「有効終了日」を画面表示し、入力した申請はその期間内で有効な申請として取り扱う。

また、「資格確認書発行申請受付画面」では、「解除年月日」も入力項目とし、「解除年月日」が入力された申請については、「有効開始日」から「解除年月日の前日」までを有効な申請として取り扱う。



※ 要配慮者の場合も解除年月日が設定されている場合は、解除年月日を優先します。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

【資格確認書発行画面】 – 【発行する内容と個別情報の設定】タブ

資格確認書発行 令和7年1月23日(木) 国保課：保険 一郎 利用可能時間：0:00～23:59

Menu

出力帳票

資格確認書

特定疾病療養受療証

世帯に関する情報 宛名番号：1122334455 世帯番号：0012345678

保険証番号	11111111	世帯主氏名	国保 太郎	滞納区分	滞納なし
証種別	資格確認書	住所	111-2222 中央県A市B町1丁目1...	最新課税区分	課税一般工
交付年月日	R07.01.23	電話番号	111-2222-3333	最新負担区分	一般
有効期限	R07.07.31			基準日	R07.01.23

発行する世帯員の選択と交付関連情報等の設定 | 発行する内容と個別情報の設定

発行する資格確認書

国保 太郎	
国民健康保険資格確認書	有効期限 令和 7年 7月31日
	交付年月日 令和 7年 1月23日
氏名 *	国保 太郎
生年月日	昭和28年 1月 1日 (男)
適用開始日	平成24年 4月 1日
世帯主氏名	国保 太郎
高齢者	発効期日 令和 6年 8月 1日
	負担区分 一般
限度額	発効期日 令和 6年 8月 1日
	適用区分
	長期入院該当日 令和 6年 8月 1日
特定疾病	区分:漢字名称 人工腎臓を実施している慢性腎不全
	発効期日 令和 6年 8月 1日
	自己負担限度額 10,000

閉じる

レビュー 印刷

100%

設計方針 3 - 2の資格確認書「任意記載」欄にチェックした情報をもとに、申請に基づく記載事項を画面に表示し、資格確認書の交付前に発行内容を確認可能とする。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針 3 - 4

交付した資格確認書の交付実績について、履歴照会が可能であること

「設計方針 3 - 3」において出力した資格確認書の交付実績について履歴照会を可能とするため、資格確認書交付回収管理画面を実装する。

交付年月日	保険証番号	証種別	有効年月日	交付情報	付加情報
R06.10.01	90000558	資格確認書	R07.07.31	窓口交付：新規...	限度額適用、特定疾病

被保険者	氏名	生年月日	性別	個人番号
国保 春子	コホノハルコ	S52.07.01	女	未付番

世帯員3名	氏名	生年月日	加入日	加入種別
国保 春子	コホノハルコ	S52.07.01	加入	01
国保 花子	コホノハナコ	S24.01.15	加入	02
国保 次郎	コホノジロウ	H10.08.01	加入	03

高齢者	発効期日	負担割合

限度額	発効期日	適用区分	長期入院該当日
	R06.10.01	区分ア	

特定疾病	特定疾病名称	発効期日	自己負担限度額
	人工腎臓を実施している慢性腎不全	R06.08.01	20,000

証交付回収管理画面の補足事項

①付加詳細情報

「付加詳細情報」ボタンを押下することで、付加詳細情報画面へ遷移可能とする。付加詳細情報画面では、資格確認書の出力した記載事項を照会可能となる。

②付加詳細情報画面

「付加詳細情報照会」画面では以下の情報を表示する。

- ・高齢者欄：
「発効期日」、「負担割合」
- ・限度額欄：
「発効期日」、「限度額適用区分」、「長期入院該当年月日」
- ・特定疾病欄：
「特定疾病名称」、「発効期日」、「自己負担限度額」

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

機能概要 4

利用登録情報等を活用した資格確認書の発行機能の追加

資格確認書の交付について、当分の間、マイナ保険証を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が職権で交付することとされている。

本人の申請によらない交付（職権交付）の対象者として想定される者は以下のとおり。

- ① マイナンバーカードを取得していない者
- ② マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- ③ マイナ保険証の利用登録解除を希望する者・登録解除者
- ④ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（カード本体の有効期限切れを含む。）の者
- ⑤ マイナンバーカードの返納者
- ⑥ DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者

資格確認書の職権交付においては、オンライン資格確認システムより医療機関向け中間サーバを介して連携される「初回登録・有効期限状況一覧ファイル※（以下、「利用登録情報」という）」を活用して、上記①から⑤の対象者について、保険者による資格確認書の職権交付を実施する。

また、上記③のマイナ保険証の利用登録解除を希望する者は、保険者で利用登録解除の申請を受け付けし、その利用登録解除申請情報をオンライン資格確認システムへ連携することで、マイナ保険証の利用登録が解除されるため、保険者において利用登録解除用のインターフェース「初回登録解除情報一括登録ファイル※」を作成する必要がある。

上記を踏まえ、標準システムにおける利用登録情報を活用した資格確認書の発行機能を次ページに示す。

※ 医療保険情報提供等実施機関より公開されている「加入者情報に係るインターフェイスおよび医療保険者等に影響する改修案件について」令和5年12月28日（令和6年7月11日更新）のとおり

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

標準システムでは、利用登録情報を管理して資格確認書を出力するため、以下の機能を実装する。

- オンライン資格確認システムより連携された利用登録情報を登録して管理する機能
- 利用登録情報をオンライン画面で照会可能とする機能
- 保険者で受け付けした利用登録解除申請情報を登録する機能
- 登録した利用登録解除申請より、オンライン資格確認システムへ連携するインタフェースを作成する機能
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（カード本体の有効期限切れを含む。）の者へ資格確認書を一括で発行する機能
- 利用登録情報より、マイナンバーカード返納者をリストアップする機能

なお、資格確認書のオンライン発行機能および履歴照会機能は、機能概要 3 に同じ。

設計観点 4

- オンライン資格確認システムより連携された利用登録情報を任意のタイミングで登録できること
- 資格確認書の交付等において、利用登録情報を照会できること
- 保険者で受け付けした利用登録解除申請情報を登録できること
- 登録した利用登録解除申請より、オンライン資格確認システムへ連携するインタフェースを作成できること
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（カード本体の有効期限切れを含む。）の者へ資格確認書を一括で発行できること
- 利用登録情報より、マイナンバーカード返納者をリストアップできること

※ 令和5年12月22日版の資料で記載していた保険者から要求した対象者のみの利用登録情報を照会して、登録する機能については、国保総合システム側で実施しないことから、標準システムの機能としては実装しない。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

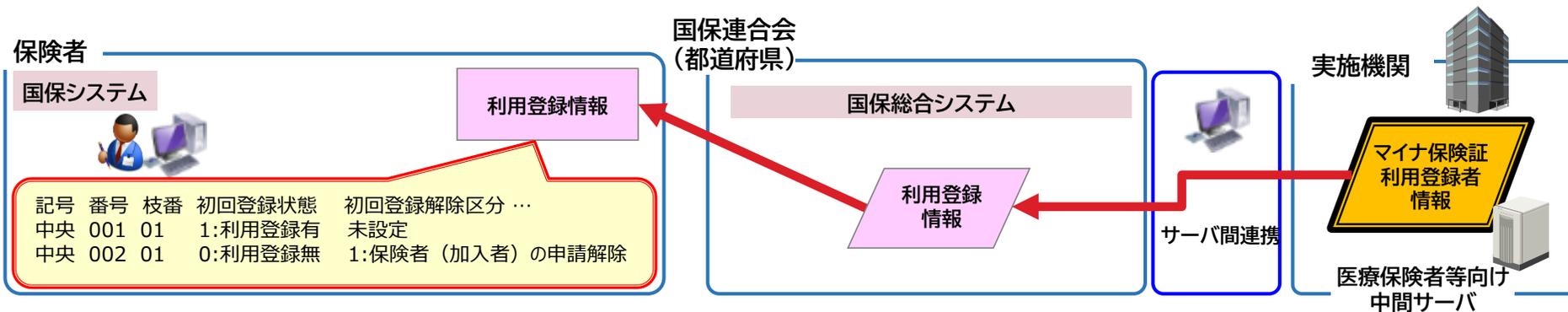
2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針

4-1

オンライン資格確認システムより連携された利用登録情報を任意のタイミングで登録できること

利用登録情報は、基準日（月の1日等）時点でオンライン資格確認システムに加入者情報が登録されている被保険者全員について、医療機関等向け中間サーバ、国保総合システムを経由して利用登録情報が連携される。利用登録情報には、被保険者記号・番号・枝番に加え、「初回登録状態（※マイナンバーカード健康保険証利用登録有無のフラグ）」、「初回登録解除区分（※解除理由のフラグ）」、「マイナンバーカード証明書有効期限状態フラグ」等が含まれる。



利用登録情報は、制度施行時、および月次、日次のサイクルで連携される想定であるため、いずれの連携サイクルにも対応して登録可能となるように考慮し、**標準システムでは、バッチ処理による随時実行を可能とする。**

【想定される連携サイクルと連携対象】

連携サイクル	連携対象
制度施行時	基準日（月の1日等）時点で加入者情報が登録されている対象者全員について利用情報が連携される。
月次	制度施行時の抽出条件と同じ。
日次	返納者の情報が連携される。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針 4-2

資格確認書の交付等において、利用登録情報を照会できること

「設計方針 4-1」にて登録した利用登録情報について、資格確認書の交付等において照会可能とすることで、保険者により資格確認書の職権交付の判断ができるようにする。

【資格確認書発行画面】 - 【発行する世帯員の選択と交付関連情報等の設定】タブ

世帯に関する情報		宛名番号: 1122334455		世帯番号: 0012345678	
保険証番号	11111111	世帯主氏名	国保 太郎	特別療養該当区分	該当なし
種別	資格確認書	住所	111-2222 中央県A市B町1丁目1...	最新課税区分	課税一般工
交付年月日	R07.01.23	電話番号	111-2222-3333	最新負担区分	一般
有効期限	R07.07.31			基準日	R07.01.23

選択	氏名	生年月日	資格区分	国保種別	理由	有効期限	① 利用登録	② 申請有無
<input checked="" type="checkbox"/>	国保 太郎	S28.01.01:72歳(男)	普通	世帯主	次回期限	R07.07.31	有	無
<input checked="" type="checkbox"/>	国保 次郎	S28.01.01:72歳(男)	被保	弟	次回期限	R07.07.31	有	有

交付関連情報

種別 * 資格確認書 資格確認書(特別療養)

交付理由 01 ▾ 新規取得

交付方法 1 ▾ 窓口交付

交付年月日 * R07.01.23

発行履歴 * 登録する 登録しない

印刷条件

出力先 * RPCS 6420_SPL

用紙サイズ

サイズ * 標準 A4

【発行する世帯員の選択と交付関連情報等の設定】タブの補足事項

① 利用登録

マイナ保険証として利用する登録が実施されているかの有無を表示する。
詳細ボタンから遷移する画面では以下の情報を表示する。

- ・マイナ保険証の解除申請有無
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限の状態
- ・マイナンバーカードの返納有無

② 申請有無

資格確認書の交付申請有無を表示する。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

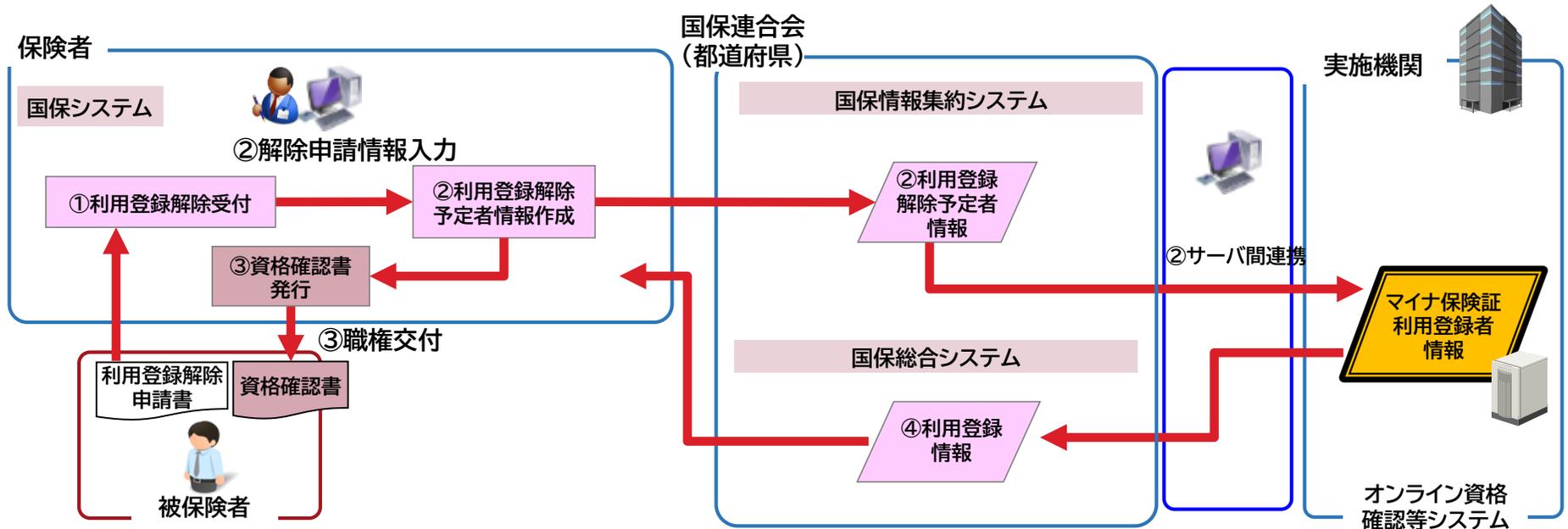
2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針

4-3

保険者で受け付けした利用登録解除申請情報を登録できること

マイナ保険証の利用解除を希望する被保険者は、保険者に「利用登録解除申請書」を提出して、マイナ保険証の利用解除申請手続きを実施する。保険者は利用登録解除申請を受け付けし、解除申請情報をシステムに登録して、「資格確認書」を職権で即時に交付する。



(事務の流れ)

- ①被保険者からの利用登録解除申請（任意様式）の受付【保険者】
- ②申請情報を国保システムに登録し、情報集約システムを経由して、中間サーバに解除予定者の情報を連携【保険者、国保連合会】
- ③利用登録解除申請を踏まえ資格確認書を即時発行【保険者】
- ④利用登録解除予定者情報を中間サーバ経由でオンライン資格確認等システムへ連携し、オンライン資格確認等システム内でマイナ保険証の利用登録を解除する【実施機関】 ※マイナ保険証の利用登録状況は、月次で各保険者に通知される。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

標準システムのオンライン処理「利用登録解除申請受付」画面において、被保険者から申請されたマイナ保険証の利用登録解除申請情報を登録する。登録した申請情報は、新規データベース「TFks_利用登録解除申請テーブル」で管理する。

利用登録解除申請

令和6年7月19日(金) 市民窓口課: DTT 利用可能時間: 0:00~23:59

Menu [資格] 対象者検索 ▶ 利用登録解除申請

世帯に関する情報 宛名番号: 0000115134 世帯番号: 0000336823

保険証番号	12345678	生年月日	H02.01.01 : 34 歳	滞納区分	滞納なし
世帯主氏名	国保 一郎	続柄	世帯主	最新課税区分	非課税才
住所	213-0002 中央県A市B町1丁目1番1号	電話番号	123-5555-6666	最新負担区分	低所得
	方書				

利用登録解除申請の情報入力

① 申請(届出)日 *

利用登録解除申請候補世帯員

選択	氏名	生年月日 国保続柄 性別	利用登録	③ 連携状況	④ 解除申請 取消	⑤ 備考
<input type="checkbox"/>	妹 イロ 国保 一郎	H02.01.01 : 34 歳 世帯主 男	有	済	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	妹 ニロ 国保 二郎	H02.01.01 : 34 歳 妹 女	無	済	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	妹 サロ 国保 三郎	H02.01.01 : 34 歳 妹 女	無	済	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	妹 ヨロ 国保 四郎	H02.01.01 : 34 歳 妹 女	無	済	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	妹 ゴロ 国保 五郎	H02.01.01 : 34 歳 妹 女	無	済	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	妹 ロ 国保 郎	H02.01.01 : 34 歳 妹 女	無	済	<input type="checkbox"/>	

閉じる 再検索 申請受理

保険証利用登録解除申請登録画面の補足事項

- ①申請(届出)日
住民から申請のあった日付を入力可能とする。
- ②世帯員の選択
保険証利用登録解除の申請があった世帯員を選択可能とする。
- ③連携状況
保険証利用登録解除の申請を登録直後は、「未」。その後、バッチ処理にて国保情報集約システムへの連携データを作成した後、「済」となる。
- ④解除申請取消
誤入力等の理由により、保険証利用登録解除の申請を取り消す場合に使用可能とする。
※連携状況が「未」の場合にのみ使用可。
解除申請取消機能は、利用登録解除予定者情報インタフェースを作成するまでは取消可能とし、インタフェース作成以降は取消できないよう制御する。
- ⑤備考
特記事項を入力可能とする。

※「利用登録解除申請書」は、保険者における任意様式とされておりシステムより本申請書を出力する機能は実装しない。なお、保険者で備え付けの申請書を利用されることを考慮し、その際の参考資料として、標準システムでは「利用登録解除申請書」の帳票サンプル(住民向け帳票サンプル)を提供する。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

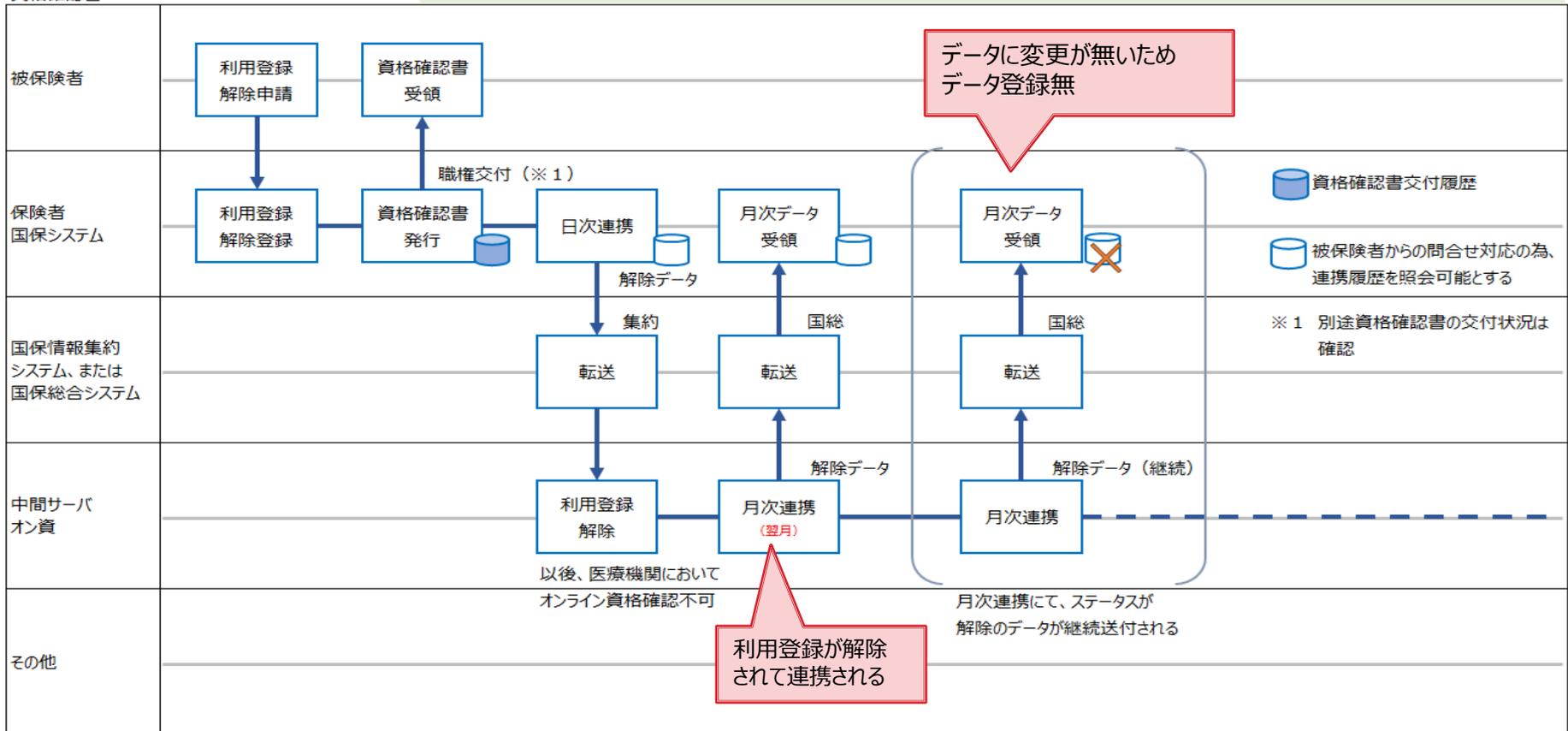
設計方針

4-4

登録した利用登録解除申請より、オンライン資格確認システムへ連携するインタフェースを作成できること

保険者で受付した利用登録解除申請情報は、日次で集約システムに対して連携インタフェースを作成する。標準システムでは、集約システムに連携する利用登録解除申請データを作成するバッチ処理「利用登録解除申請情報作成」を実施して、前回連携以降に登録した解除申請の連携データを作成する。また、解除申請データの連携に関する運用フローを以下に示す。

マイナ保険証
資格確認書



2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

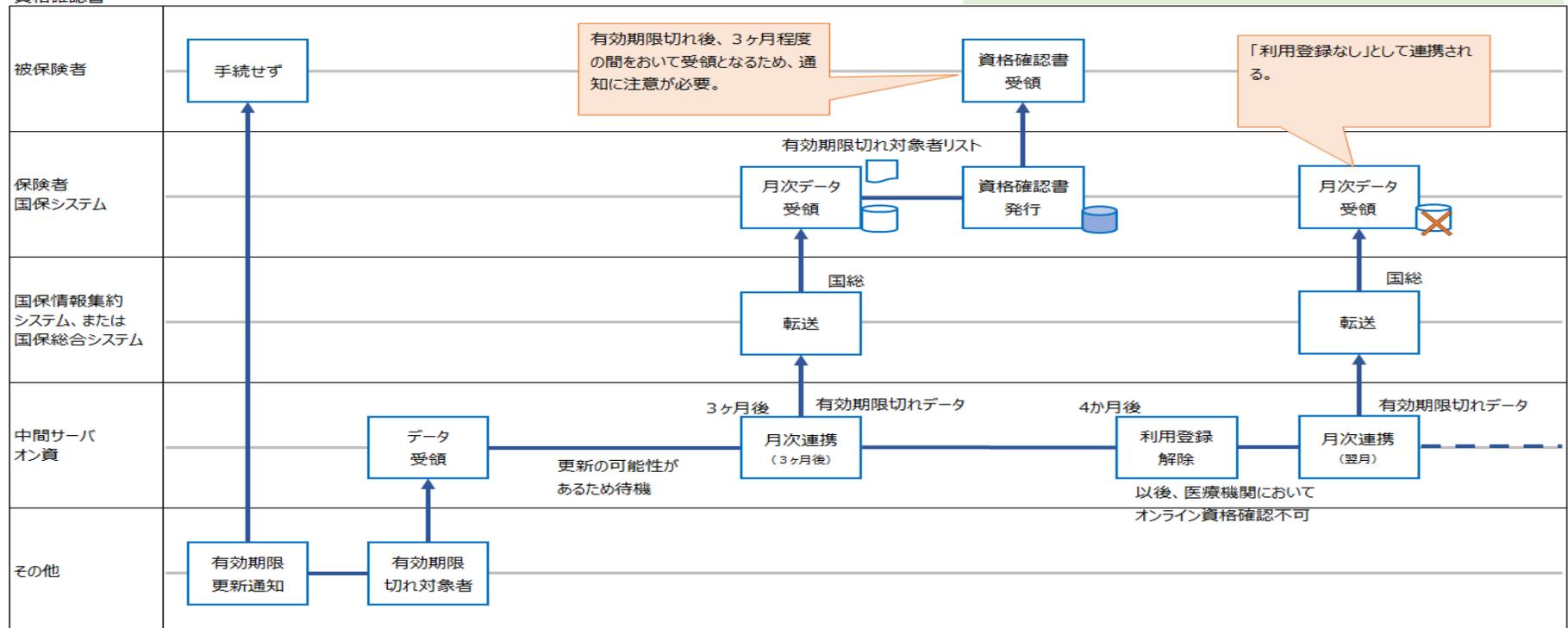
設計方針

4-5

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（カード本体の有効期限切れを含む。）の者へ資格確認書を一括で発行できること

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（カード本体の有効期限切れを含む。）の者について、マイナ保険証の利用登録が解除されるまでの運用フローを以下に示す。

マイナ保険証
資格確認書



- ① マイナンバーカードの有効期限が切れた場合、有効期限から3ヶ月程度は被保険者からの更新の可能性を考慮して保留する。
- ② 3ヶ月経過後に、オンライン資格確認システムより（医療機関等中間サーバ→集約システムを経由して）利用登録情報に「マイナンバーカード証明書有効期限状態フラグ」が設定されて保険者に連携される。（※この時点では利用登録解除は未実施となる。）
- ③ ②の「マイナンバーカード証明書有効期限状態フラグ」をもとに、保険者は資格確認書を職権により被保険者へ交付する。
- ④ ②より更に1か月経過後に、利用登録情報が「利用登録なし」に更新されて連携される。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

前ページの「マイナンバーカードの電子証明書有効期限切れの者」における運用サイクルを考慮して、標準システムでは、集約システムより連携される利用登録情報の「マイナンバーカード証明書有効期限状態フラグ」を参照して、有効な資格確認書が交付されていない被保険者に、資格確認書を一括で作成するバッチ処理「資格確認書一括判定(月次)」を実施して、職権による資格確認書の一括発行機能を実装する。

また、利用登録情報の取り込み処理時に前回履歴と比較して、「マイナンバーカード証明書有効期限状態フラグ」が設定された被保険者を一覧に出力する機能を実装する。

保険者の職員は、一覧を確認して対象者が微少な場合などはオンライン処理画面より資格確認書を職権交付することも可能となる。

設計方針 4-6

利用登録情報より、マイナンバーカード返納者をリストアップできること

マイナンバーカードの返納者は市町村のマイナンバーカード担当窓口でマイナンバーカードの返納を申請する。その後、国保窓口で「資格確認書」の交付申請を受領した場合は、「資格確認書」を交付する。また、「資格確認書」の交付申請がない場合においても、マイナンバーカードを返納したことを庁内連携で把握した場合は「資格確認書」を職権交付する。

また、中間サーバから国保総合システムを経由して保険者に連携されてくる返納者の情報を受けて、「資格確認書」を職権で交付する。(日次運用)

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

前ページの「マイナンバーカードの返納者」における運用サイクルを考慮して、標準システムでは、国保総合システムより連携される利用登録情報の「初回登録・有効期限状況一覧ファイル」を参照して、利用登録情報の取り込み処理時に、返納者と判定された被保険者を一覧に出力する機能を実装する。

保険者の職員は、一覧を確認してオンライン処理画面より資格確認書を職権交付する。

※マイナンバーカードの返納者に対する資格確認書の職権交付においては、日次運用であり対象者数も微小であると想定されることから資格確認書の一括発行機能は実装せずに、一覧を出力してオンライン処理画面により資格確認書を発行する運用を前提とする。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

機能概要 5

「資格情報のお知らせ」の発行機能の追加

機能概要 2 に示す「資格情報のお知らせ」は、健康保険証の廃止に伴いマイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時（70歳以上の一般被保険者のみ）等に交付する。

なお、被保険者がマイナ保険証の保有者であるかどうか確認するための手段として、以下が考えられる。

- ・資格適用開始等において被保険者へのヒアリングや「国保異動届出書」の「マイナ保険証の利用登録有無」欄を確認し、マイナ保険証の保有者であるか確認する。
- ・標準システムの照会画面から、マイナ保険証の保有者であるか確認する。
但し、標準システムの照会画面に表示される利用登録情報は、連携タイミングでのタイムラグが発生することが考えられるため必ずしも最新でない可能性があり注意が必要である。

標準システムでは、「資格情報のお知らせ」を出力して交付履歴を管理するため、以下の機能を実装する。

- 「資格情報のお知らせ」を発行する機能
- 「資格確認のお知らせ」の交付履歴を管理する機能

設計観点 5

- マイナ保険証を保有している被保険者に対して、資格異動時や負担割合の変更時等に「資格情報のお知らせ」の即時交付を可能とする
- 利用登録情報は、保険者において把握している最新情報の表示を可能とする
- 交付した「資格情報のお知らせ」の交付実績について、履歴照会が可能であること

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針

5-1

マイナ保険証を保有している被保険者に対して、資格異動時や負担割合の変更時等に「資格情報のお知らせ」を即時交付を可能とする。

資格異動時や負担割合の変更時等の際に、「資格情報のお知らせ」「資格情報のお知らせ（特別療養）」のいずれかを選択して即時交付する機能を実装する。

発行する世帯員を選択と交付関連情報等の設定

選択	氏名	生年月日	資格区分	国保種別	理由	有効期限	利用登録	申請有無
<input checked="" type="checkbox"/>	国保 太郎	S28.01.01:72歳(男)	普主	世帯主	次回期限	R07.07.31	有	無
<input checked="" type="checkbox"/>	国保 次郎	S28.01.01:72歳(男)	被保	弟	次回期限	R07.07.31	有	有

① 種別 * ● 資格情報のお知らせ ○ 資格情報のお知らせ(特別療養)

交付理由 * 01 ▾ 新規取得

交付方法 * 1 ▾ 窓口交付

交付年月日 * R07.01.23

発行履歴 * ● 登録する ○ 登録しない

【発行する世帯員を選択と交付関連情報等の設定】タブの補足事項

- ① 交付関連情報-通知種別
通知種別の初期表示は、利用登録状況および申請内容より決定する。利用登録状況および申請内容と異なる通知種別を選択して出力する場合、警告メッセージを出力して、保険者職員が確認可能とする。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

【資格情報のお知らせ発行画面】 – 【発行する内容と個別情報の設定】タブ

証発行:[Fks_PrintHokensho] - Internet Explorer

資格情報のお知らせ発行 令和7年1月23日(木) 国保課: 保険 一部 利用可能時間: 0:00~23:59

Menu

出力帳票

資格情報のお知らせ

世帯に関する情報 宛名番号: 1122334455 世帯番号: 0012345678

保険証番号	11111111	世帯主氏名	国保 太郎	滞納区分	滞納なし
証種別	資格情報のお知らせ	住所	111-2222 中央県A市B町1丁目1...	最新課税区分	課税一般工
交付年月日	R07.01.23	電話番号	111-2222-3333	最新負担区分	一般
有効期限	R07.07.31	基準日	R07.01.23		

発行する世帯員の選択と交付関連情報等の設定 | 発行する内容と個別情報の設定

資格情報のお知らせ

国民健康保険 資格情報のお知らせ	国保 太郎	有効期限	令和 7年 7月31日
		交付年月日	令和 7年 1月23日
氏名 *	国保 太郎		
生年月日	昭和28年 1月 1日 (男)		
適用開始日	平成24年 4月 1日		
世帯主氏名	国保 太郎		
高齢者	発効期日	令和 6年 8月 1日	
	負担区分	一般	

閉じる プレビュー 印刷

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

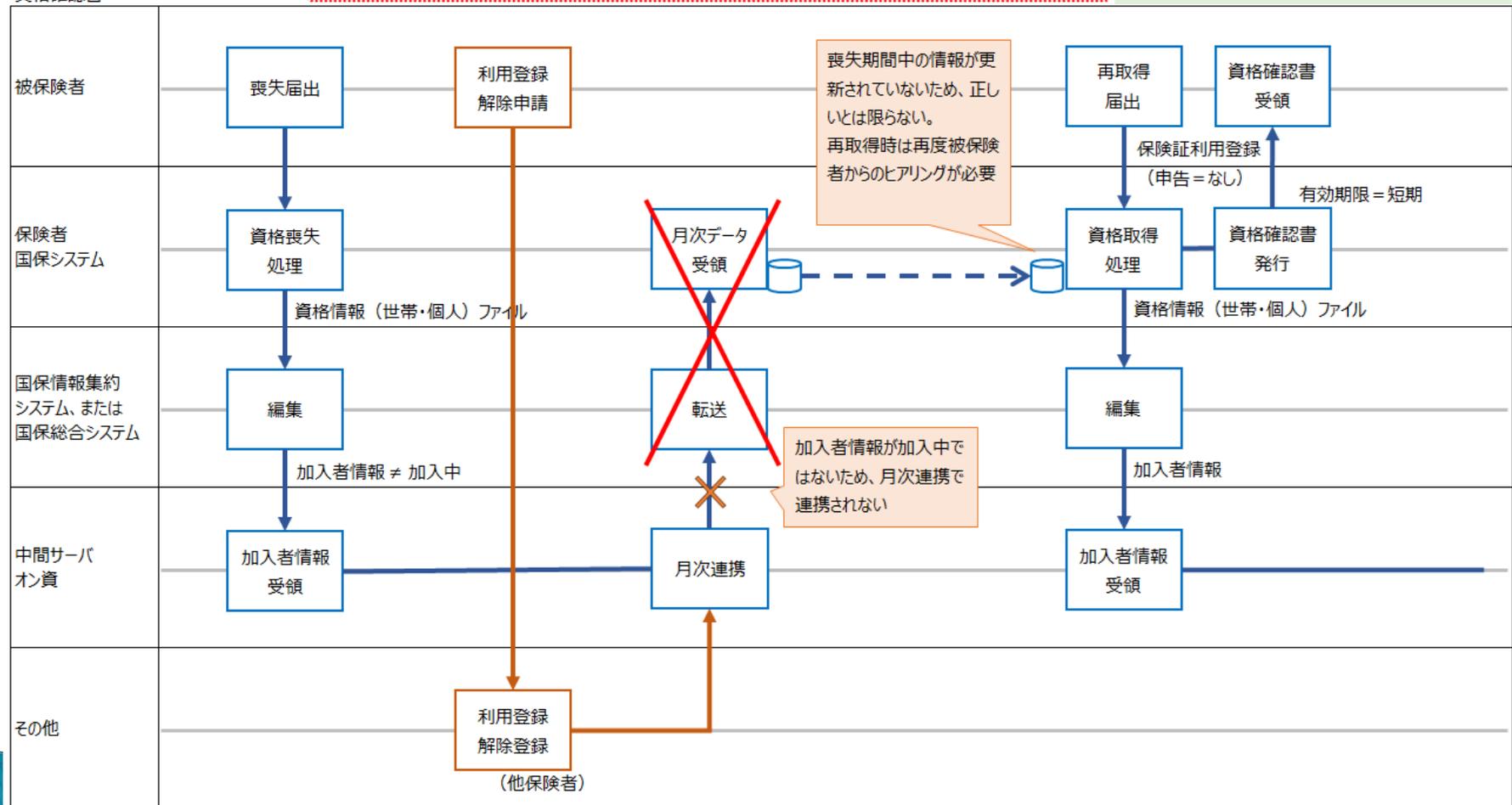
設計方針 5-2

利用登録情報は、保険者において把握している最新情報の表示を可能とする

下記の運用フローにあるように、国保喪失者が他保険加入中にマイナ保険証の利用登録解除を行い、再度国保に加入した場合、国保加入時点では利用登録情報は連携されていないため、解除した事実を把握できない。

マイナ保険証
資格確認書

他 保 険 者 期 間



2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

国保再加入時等に「資格情報のお知らせ」を交付する際、「資格情報のお知らせ発行画面」のマイナ保険証の「利用登録」欄には保険者で把握済みの最新情報が表示されるが、タイムラグ等により実態と相違する可能性が考えられ、被保険者へマイナ保険証の有無を確認する運用が必要となる。

発行する世帯員の選択と交付関連情報等の設定

発行する世帯員の一覧

選択	氏名	生年月日	資格区分	国保納付	理由	有効期限	利用登録	申請有無
<input checked="" type="checkbox"/>	国保 太郎	S28.01.01:72歳(男)	普主	世帯主	次回期限	R07.07.31	有	無
<input checked="" type="checkbox"/>	国保 次郎	S28.01.01:72歳(男)	被保	弟	次回期限	R07.07.31	有	有

① ②

交付関連情報

印刷条件

【発行する世帯員の選択と交付関連情報等の設定】タブの補足事項

①利用登録

マイナ保険証として利用する登録が実施されているかの有無を表示する。

また、詳細ボタンから遷移する画面では以下の情報を表示する。

- ・マイナ保険証の解除申請有無
- ・マイナンバーカードの有効期限切れ状態
- ・マイナンバーカードの返納有無
- ・保険者通知年月日（※）

※医療保険者等中間サーバーで保険者振り分けをした年月日。

国保再加入時等に資格情報のお知らせを交付する際、保険者通知年月日と資格適用開始届出日と比較し、保険者通知年月日が以前加入していた時点の情報でないか確認可能とする。

②申請有無

資格確認書の交付申請有無を表示する。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針 5-3

交付した資格情報のお知らせの交付実績について、履歴照会が可能であること。

「設計方針 5-1」において出力した資格情報のお知らせの交付実績について履歴照会を可能とするため、資格情報のお知らせ交付回収管理画面を実装する。なお、回収日については「資格確認書」と同じ機能での実装とするため「資格情報のお知らせ」の場合であっても特に入力制限は行わない。

証交付回収管理:[Fks_KojinHokenshoKanri] - Internet Explorer

宛名番号: 2000000004 世帯番号: 2000000001

被保険者

氏名	国保 春子	生年月日	S52.07.01 : 43 歳 (女)	個人番号	未付番
住所	111-1111 中央県A市B町1丁目1番10号	続柄	子の妻		
行政区	000000	異動届出日	H28.03.03		
		異動事由	H28.03.01 : 転入		
		電話番号			

世帯員3名

国保 春子	加入	01
国保 花子	加入	02
国保 次郎	加入	03

証交付回収履歴 資格情報のお知らせ 最新履歴

交付年月日	保険証番号	証種別	有効年月日	交付情報	付加情報	付加詳細情報	申請内容	履歴参照	削除
R06.10.01	90000558	資格情報のお知らせ	R07.07.31	窓口交付：新規...					

付加詳細情報

被保険者
氏名 国保 春子

高齢者
有効期日
負担割合

閉じる

帳票状況

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

機能概要 6

滞納世帯主等の取り扱いに関する機能の見直し

従来の「被保険者資格証明書」の対象者は、改正法の施行後において「特別療養費支給対象者」に変更となる。そのため従来の滞納世帯管理機能を踏襲し、「保険料滞納世帯主等」に関する管理を行い、特別療養費支給対象者への通知書発行を可能とするよう機能の見直しを行う。

「被保険者資格証明書」が廃止されることから、従来の資格証関連帳票様式は、「資格確認書の様式等について」（令和5年12月）に倣って見直しを行う。

また、改正法の施行後において「短期証」の交付は廃止され、「短期証」であった対象者は納付状況に応じて、一般対象者と同じ有効期限の「資格確認書」「資格情報のお知らせ」、もしくは「資格確認書（特別療養対象者）」「資格情報のお知らせ（特別療養対象者）」を交付する。

設計観点 6

- 「保険料滞納世帯主等」に関する管理機能の内容を見直しを行う。
- 従来の資格証関連帳票様式は、「資格確認書の様式等について」に倣って見直しを行う。
また、特別療養費支給対象者へ発行する各種帳票等の内容を見直しを行う。

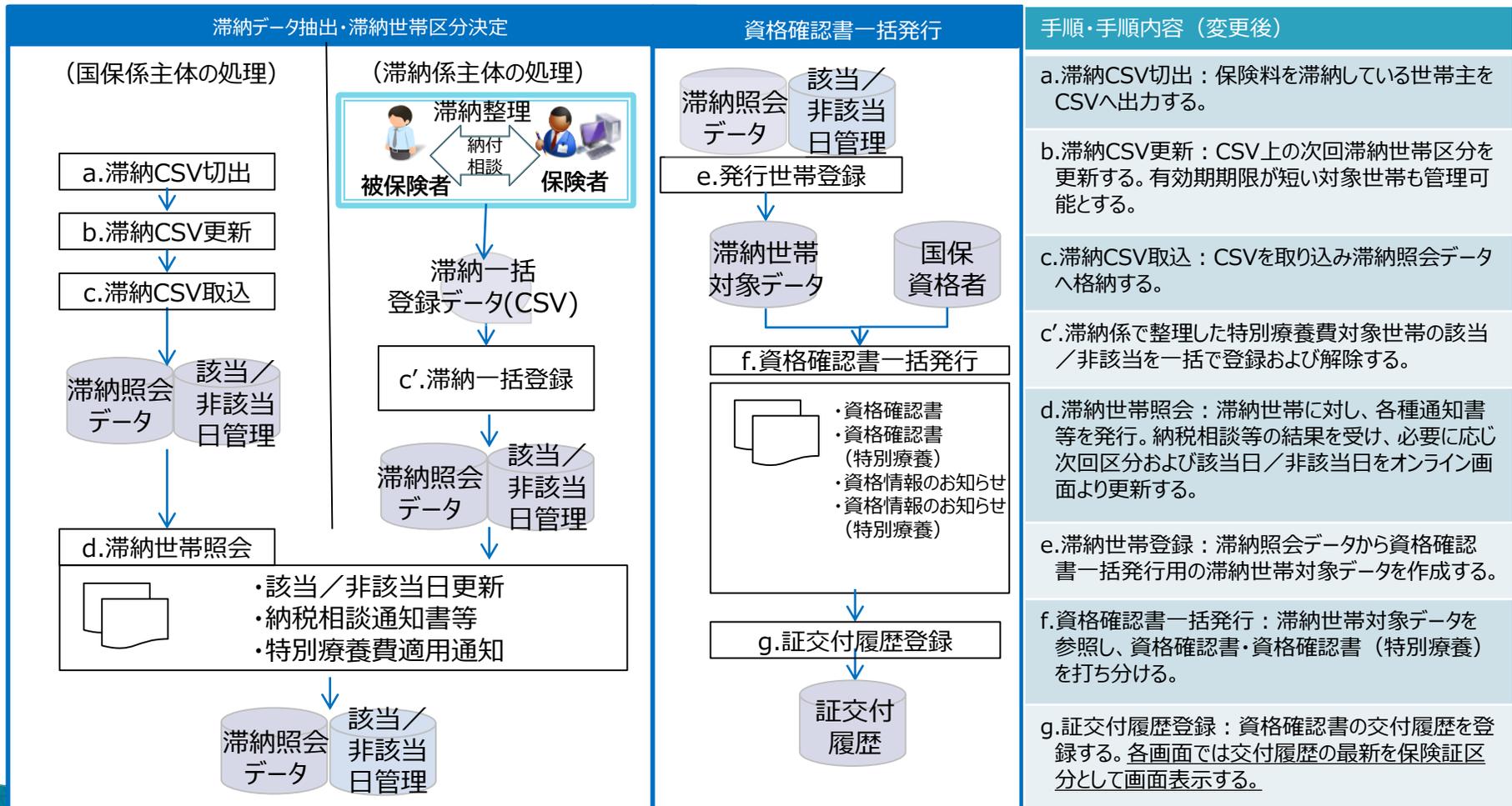
2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針 6-1

「保険料滞納世帯主等」に関する管理機能の内容を見直しを行う。

「保険証区分」として、「保険証」「短期証」「資格証」の三分を管理していたが、これを「滞納世帯区分」と改め、「一般」「特別療養候補」「特別療養」の三分の区分として管理する。



2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

標準システムにおける「保険料滞納世帯主等」に関する管理機能の見直し点を以下に挙げる。

- 「滞納者管理入力」画面にて、特別療養費の該当／非該当情報の登録および照会を可能とする。
- バッチ処理「滞納一括登録」を実装し、CSVファイルをインプットとして特別療養費の該当／非該当情報を一括登録可能とする。
- オンラインまたはバッチで登録した該当日/非該当日は、新規データベース「TFks_特別療養費該当非該当日管理テーブル」で管理する。

滞納者管理入力画面-交付状況-該当日/非該当日の補足事項

①滞納世帯区分

世帯に該当する「一般」「特別療養候補」「特別療養」の区分を表示する。

②該当日

特別療養費に該当した場合に該当日を入力する。バッチ処理で取込をした場合は登録した該当日を画面に表示する。

③非該当日

特別療養費が非該当となった場合に非該当日を入力する。バッチ処理で取込をした場合は登録した非該当日を画面に表示する。

【補足事項】

- バッチ処理「滞納一括登録」で取込むCSVファイルに必要な項目は以下とする。
 - ・保険証番号
 - ・世帯主宛名番号
 - ・滞納世帯区分
 - ・該当日
 - ・非該当日
- 高校生以下の被保険者については、従来の資格証と同様に特別療養費対象とはしない。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針 6-2

従来の資格証関連帳票様式は、「資格確認書の様式等について」に倣って見直しを行う。また、特別療養費支給対象者へ発行する各種帳票等の内容を見直しを行う。

- 滞納者について、従来の資格証交付から特別療養費対象へ変更になることに伴い、従来の資格証関連帳票様式（弁明書、納付相談通知、返還通知など）の帳票タイトルや通知文言の見直しを行う。

No.	交付される確認書・申請書等	様式の規定	様式サイズ	概要	修正区分	修正元帳票	修正内容	参考資料
1	・特別療養費適用通知 （「特別療養費の支給に係る事前通知書」）	参考例にて規定	A4	特別療養費が支給されるようになることを被保険者へ通知するために交付する。	修正	資格証交付通知	タイトル・文言修正	資料No.3 別紙1 別紙5-1
2	・特別療養費適用解除通知 （「療養の給付等に係る事前通知書」）	参考例にて規定	A4	特別療養費適用が解除され、通常通り2割～3割の窓口負担に戻ること を通知するために交付する。	新規	なし	参考例に倣い新規帳票作成	資料No.3 別紙1 別紙5-2
3	・特別療養費適用通知交付予告	参考例にて規定	A4	保険料の滞納が悪質である場合に、特別療養費が支給されるようになることを事前に被保険者へ通知するために交付する。 弁明の機会の付与通知書と弁明書をあわせて交付する。	修正	国民健康保険被保険者証返還予告通知	タイトル・文言修正	資料No.3 別紙1 別紙5-3
4	・弁明の機会の付与通知書	参考例にて規定	A4		修正	国民健康保険料（税）納付に関する弁明書の提出について	タイトル・文言修正	資料No.3 別紙1 別紙5-4
5	・保険料の納付に係る特別の事情等に関する届書兼弁明書	参考例にて規定	A4		修正	弁明書	タイトル・文言修正	資料No.3 別紙1 別紙5-5
6	・保険料の納付のお願い及び納付相談のご案内について	参考例にて規定	A4	未納分の保険料の納付のお願いと、事情がある場合には納付相談を受け付けているため、必ず来庁するようお知らせするために交付する。	修正	国民健康保険料（税）納税相談通知	タイトル・文言修正	資料No.3 別紙1 別紙5-6

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

機能概要 7

資格確認書等の年次交付に関する機能の追加

「資格確認書」については、従前の「被保険者証」や「高齢受給者証」と同様に例えば8月～翌7月の単位を年度とし有効期限を設定して交付を行うことになる。

このため、従前の運用と同様に「資格確認書」の有効期限が切れる方を対象として、年次一括発行が行えるようにする。

なお、有効期限については、年齢到達（70歳、75歳）、在留期限、マル学の事由を考慮して、通常の年度単位より短い期間の有効期限を設定する考慮も行う。

「資格情報のお知らせ」については、70歳以上の被保険者の場合「負担割合」を記載することから「高齢受給者証」と同様に8月～翌7月の単位を年度とし有効期限を設定して交付を行うことになる。

70歳未満の被保険者の場合は、基本的には、差し替え交付は実施しない前提として有効期限は出力しないこととするが、経年劣化を考慮して一定期間（資格確認書の年次更新タイミングなど）で差し替えを行う保険者においては、「資格確認書」と同様に有効期限を出力した資格確認書を交付し、年次一括発行が行えるようにする。

設計観点 7

- 事由ごとに有効期限の設定管理が行えること
- 「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」の年次一括発行が行えること
- 各種条件ごとに「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」それぞれに振分けて交付できること
- 年次一括発行から発送までの異動者について、差し替え交付ができること
- 「資格確認書」の発行に当たっては、既存運用も踏まえること

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針

7-1

事由ごとに有効期限の設定管理が行えること

「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」に出力する有効期限については、業務パラメータ「有効期限設定」に指定した有効期限により出力する。

業務パラメータ「有効期限設定」は、資格確認書の一斉更新処理前に次回の有効期限を設定することとし、設定する有効期限は、「一般」、「特別療養費対象」別に設定を可能とする。

なお、業務パラメータ「有効期限設定」に指定した有効期限より前に、年齢到達（70歳、75歳）、在留期限到達等の事由が発生する者については、事由に応じた有効期限を設定を可能とする。

有効期限判定の対象となる事由を以下に示す。

No.	事由	有効期限の設定条件	補足
1	70歳年齢到達	70歳到達月の末日	1日生まれの方は、前月末日を有効期限に設定する。
2	75歳年齢到達	75歳の誕生日の前日	
3	在留期限到達	在留期限日の当日、または、在留期限日の翌日	在留期限日の当日または翌日の指定については、業務パラメータにより、保険者にて選択可能とする。
4	マル学非該当	マル学の非該当予定日	修学満了等のマル学非該当予定日を予め設定している被保険者について、有効期限の判定対象とする。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

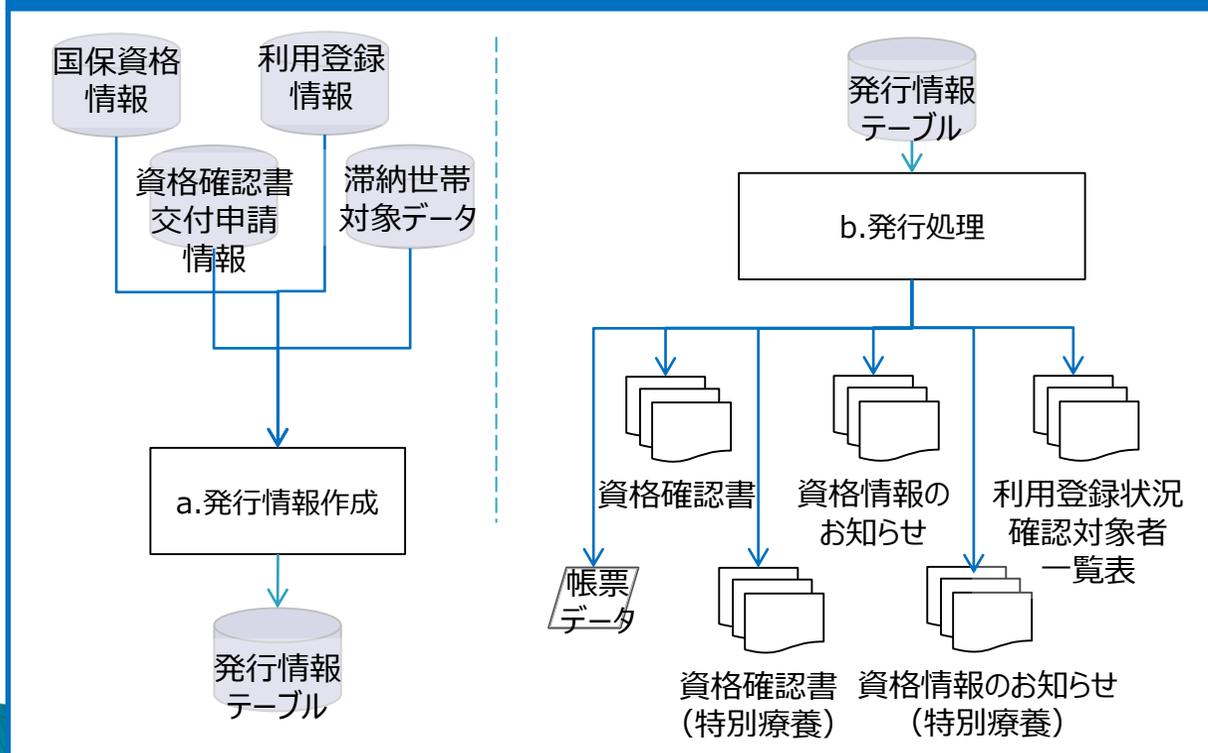
2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針 7-2

「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」の年次一括発行が行えること

国保資格情報、利用登録情報、資格確認書交付申請情報、および滞納世帯対象データを突合して、発行対象者の抽出、発行対象帳票の判定を行い「資格確認書」「資格確認書（特別療養）」「資格情報のお知らせ」「資格情報のお知らせ（特別療養）」の各種帳票を作成するバッチ処理「資格確認書一括発行(年次)」を実装する。また、一斉更新から発送までの異動者について、差し替え交付が可能となるよう発行対象者を「発行情報テーブル」に登録する。

資格確認書一括発行（年次）



処理概要

a.発行情報作成：国保資格情報、利用登録情報、資格確認書交付申請情報、および滞納世帯対象データを突合して、発行対象者の抽出、発行対象帳票の判定を行い、「発行情報テーブル」に登録する。なお、「発行情報テーブル」は差し替え交付時に異動有無の判定元情報として利用する。

b.発行処理：発行対象者について「資格確認書」「資格確認書（特別療養）」「資格情報のお知らせ」「資格情報のお知らせ（特別療養）」の各種帳票、アウトソーシング用帳票データを作成する。また、同一世帯で複数の種類の帳票に分かれる可能性があるため、同一世帯の紐づけが可能となるようアウトソーシング用の帳票データには世帯ごとに一意となる情報を付与することとする。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針 7-3

交付対象者の出力条件により「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」それぞれに振分けて出力できること

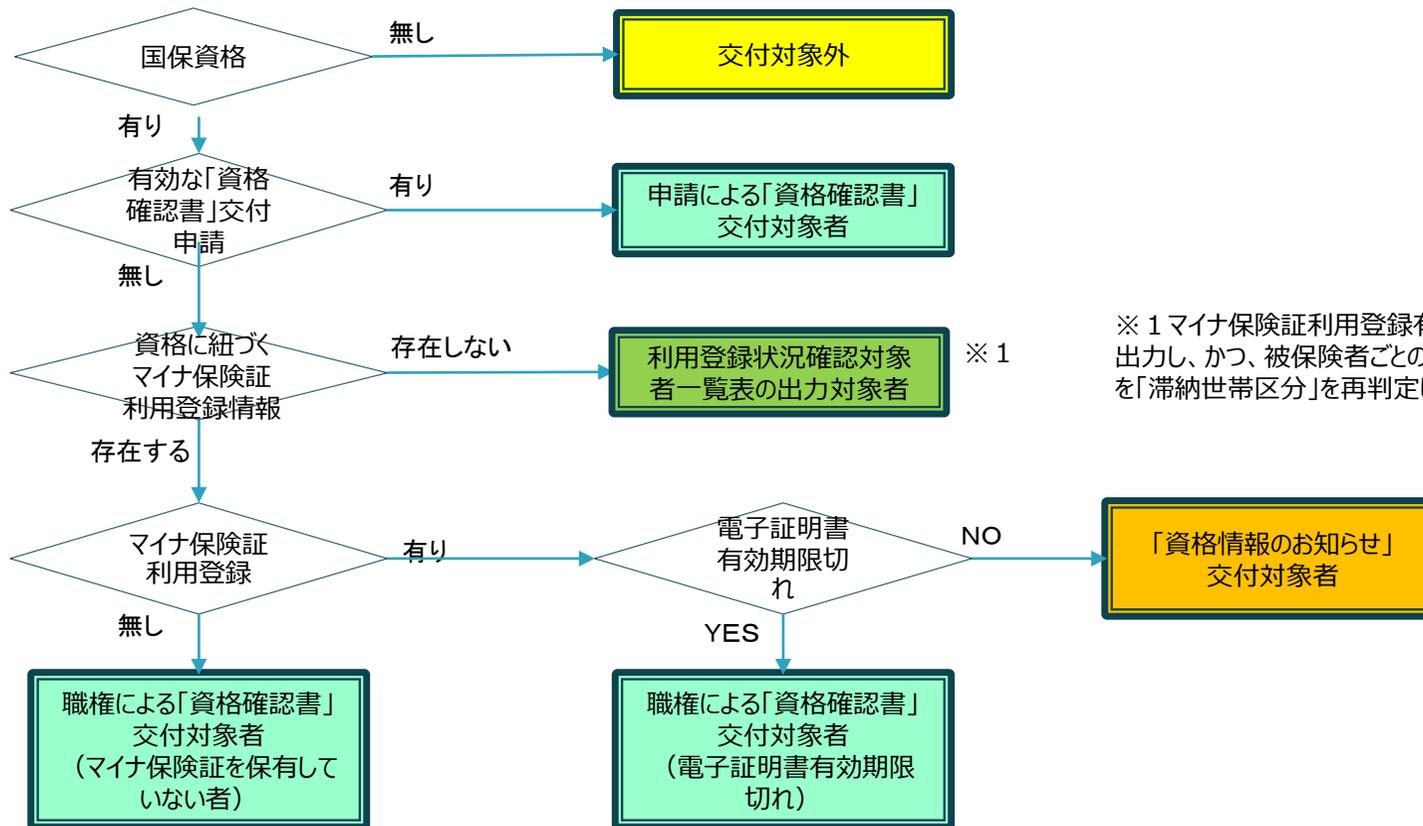
交付対象者の出力条件により「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を振り分け帳票の出力を行う。
なお、交付対象者の出力条件の判定仕様は次ページに示す。

No.	出力対象帳票	交付対象者の出力条件	補足
1	資格確認書	「滞納世帯区分」≠「特別療養」かつ、以下のいずれかに該当 ①資格確認書交付申請あり（要配慮者） ②資格確認書交付申請あり（その他） ③資格確認書交付申請なし、かつマイナ保険証利用登録なし ④資格確認書交付申請なし、マイナ保険証利用登録あり、 かつ電子証明書有効期限切れ	
2	資格確認書 （特別療養）	「滞納世帯区分」=「特別療養」かつ、以下のいずれかに該当 ①資格確認書交付申請あり（要配慮者） ②資格確認書交付申請あり（その他） ③資格確認書交付申請なし、かつマイナ保険証利用登録なし ④資格確認書交付申請なし、マイナ保険証利用登録あり、 かつ電子証明書有効期限切れ	
3	資格情報のお知らせ	「滞納世帯区分」≠「特別療養」かつ、以下に該当 ①資格確認書交付申請なし、マイナ保険証利用登録あり、 かつ電子証明書有効期限あり	
4	資格情報のお知らせ （特別療養）	「滞納世帯区分」=「特別療養」かつ、以下に該当 ①資格確認書交付申請なし、マイナ保険証利用登録あり、 かつ電子証明書有効期限あり	
5	利用登録状況確認 対象者一覧表	資格に紐づくマイナ保険証利用登録情報が存在しない	一覧表に加えて、被保険者ごとの最新の交付履歴と同じ種類の帳票を「滞納世帯区分」を再判定した上で、上記No.1~4のいずれかも交付する。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

国保資格情報と連携された利用登録情報を突合し、以下の条件に従い交付対象者の出力条件判定を行う。
なお、以下の判定後に「滞納世帯区分」が「特別療養」に該当するか判定を行い、該当する場合は「資格確認書（特別療養）」、「資格情報のお知らせ（特別療養）」いずれかへの出力対象者とする。



※ 1 マイナ保険証利用登録有無が確認できない対象者を一覧に出力し、かつ、被保険者ごとの最新の交付履歴と同じ種類の帳票を「滞納世帯区分」を再判定した上で交付する。

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

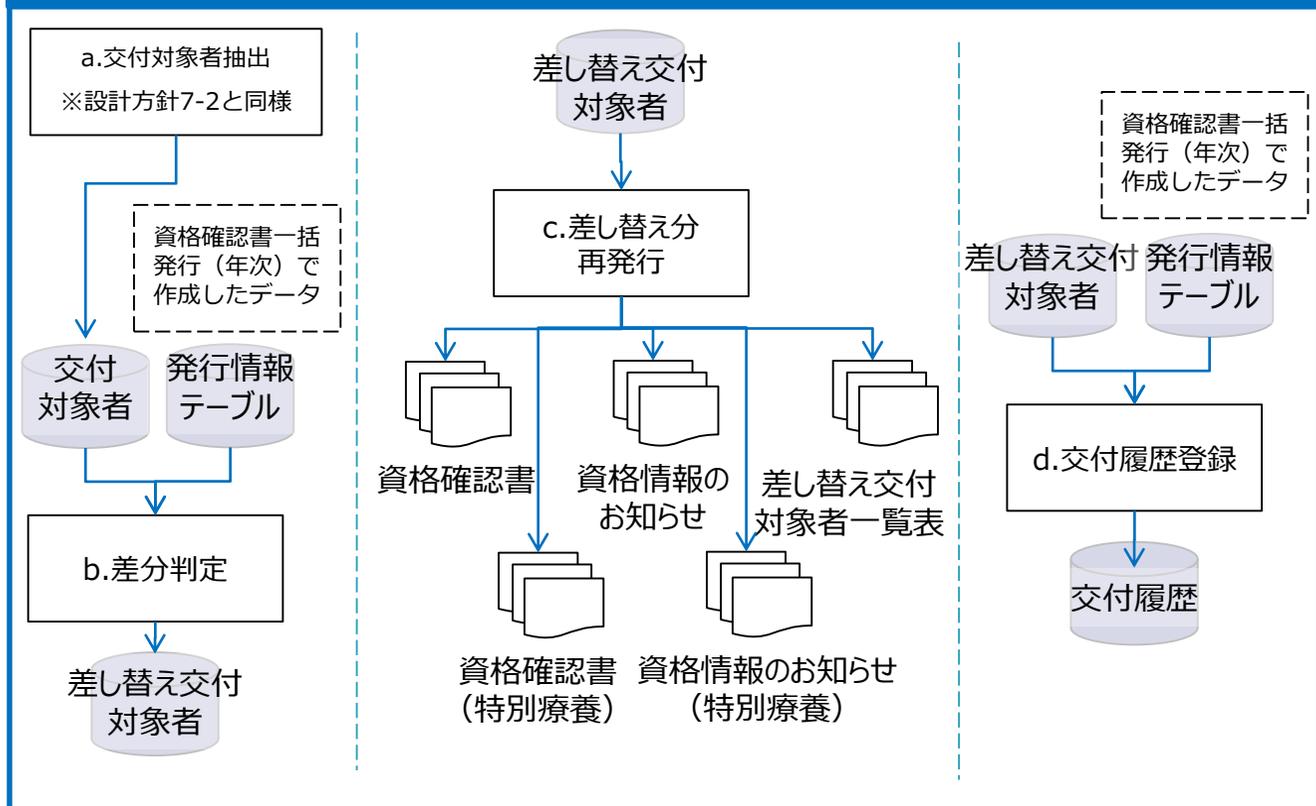
2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針 7-4

年次一括発行から発送までの異動者について、差し替え交付ができること

年次一括発行時に作成した「発行情報テーブル」と、現況での交付内容（券面記載事項、交付対象帳票）について比較を行い、差分がある場合に差し替え交付対象者として「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等の再発行を行うバッチ処理「資格確認書差し替え交付(年次)」を実装する。

資格確認書差し替え交付（年次）



処理概要

a. 交付対象者抽出：設計方針7-2 資格確認書一括発行（年次）と同様の処理を行い、交付対象者を抽出する。

b. 差分判定：交付対象者について「年次一括発行」時に作成した「発行情報テーブル」と現況での券面記載内容、交付対象帳票に差分がある者を、差し替え交付対象者として抽出する。

c. 差し替え分再発行：差し替え交付対象者について、「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等の再発行を行う。合わせて、抜き取り、確認事務のために一覧表も出力する。

d. 差し替え交付対象者と発行情報テーブルをマージして、交付履歴へ登録する。

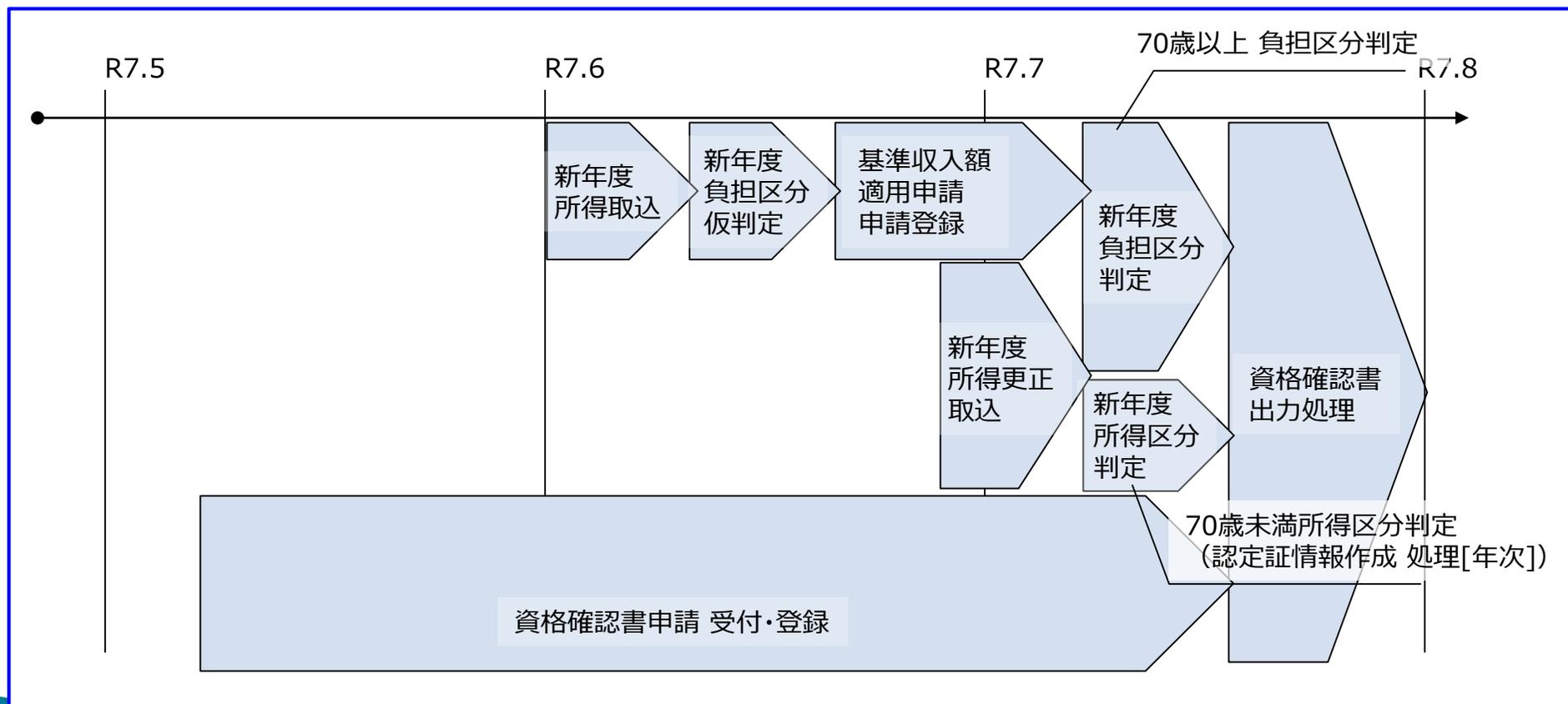
2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針 7-5

資格確認書の発行に当たっては、既存運用も踏まえること。

「資格確認書」には、負担割合（70歳以上の被保険者の2割・3割の別）や限度額適用区分（ア～オ、低Ⅰ～現役Ⅲ）を出力することから、新年度における発行に当たっては所得取込や基準収入額適用申請などを予め実行することを踏まえ処理が行えるようにする。なお、制度施行後の運用については、運用モデルスケジュールおよび、運用管理マニュアルの記載内容を整理して、改めてお示しする。



2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

機能概要 8

資格確認書等の月次交付に関する機能の追加

改正法の施行後において、被保険者へ「70歳到達」、または「世帯員の異動」、「所得更正」等により一部負担割合や適用区分が決定・変更されたことを通知する必要がある。従前の高齢受給者証の月次運用に替え、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発行する運用ができるようにする。

なお、負担区分が変更となったとき、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を職権発行（差替え発行）ができるようにする。

また、利用登録情報の変更、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ、宛名変更、資格変更、区分変更等の券面記載事項に変更が生じた場合は、職権により「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を交付する。

設計観点 8

- 資格確認書の有効期間内に券面記載事項に変更が生じた場合は、職権により「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を交付する。
また、券面記載事項の変更理由を交付対象被保険者に通知できるよう、「変更理由のお知らせ」も併せて作成する。（「変更理由のお知らせ」の帳票レイアウトを、帳票サンプル参考資料 別紙 4 - 3 に示す）

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

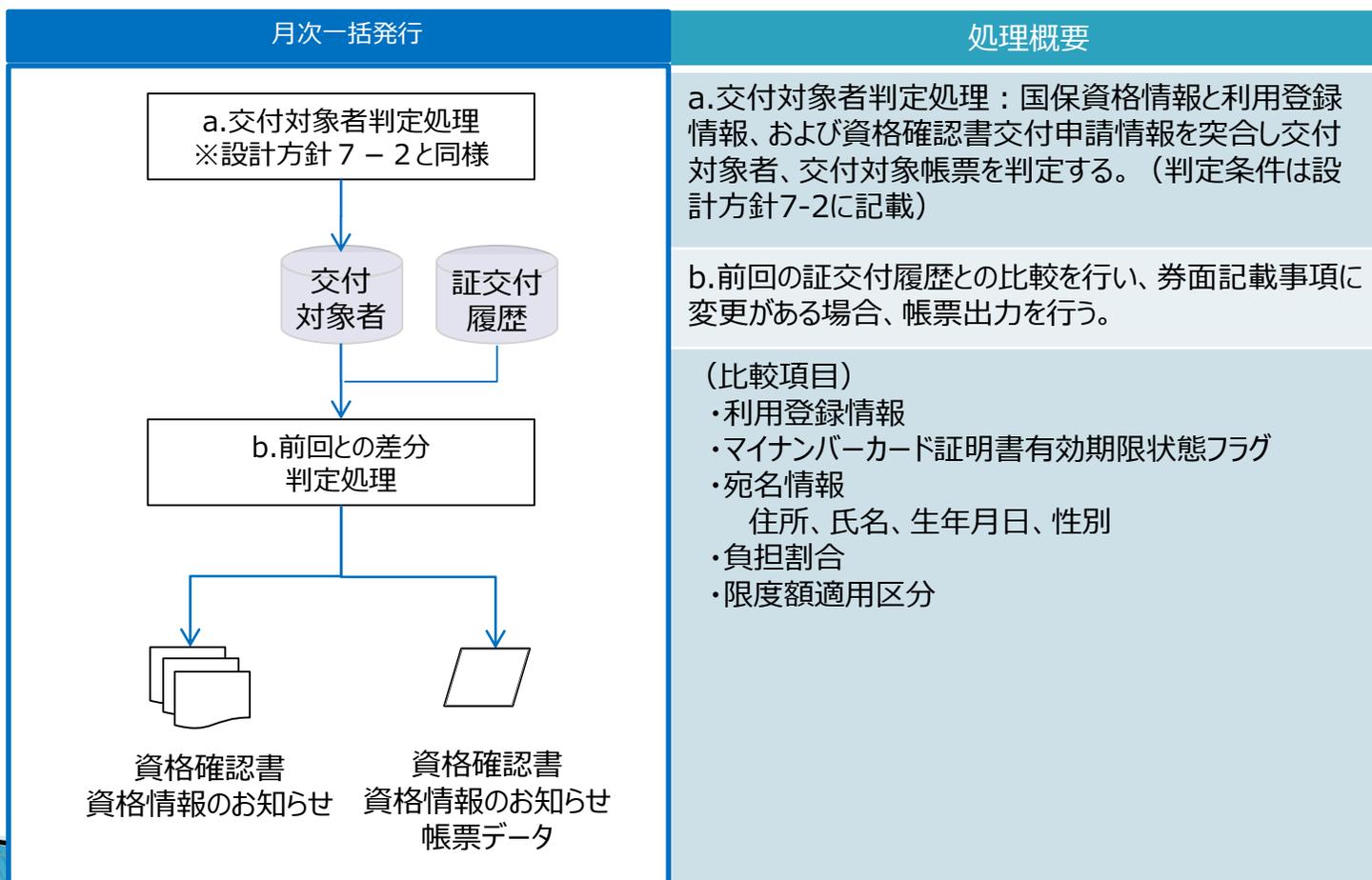
2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針

8-1

資格確認書の有効期間内に券面記載事項に変更が生じた場合は、職権により「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を交付する

基準日時点の有資格者を対象に、「資格確認書」「資格情報のお知らせ」の月次一括発行が行えるよう機能を実装する。設計方針7-2と同様の判定により交付対象候補の抽出を行い、差分発行とするため前回の交付履歴との突合を行い、月次交付を可能とする。



2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

- 利用登録変更、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ、宛名変更、資格変更、区分変更等の各種契機により、券面記載事項に変更が生じた場合は、月次のサイクルで「資格確認書」「資格情報のお知らせ」の再発行処理を実施する。
- バッチ処理「資格確認書一括判定(月次)」を実装し、基準日時点の有資格者に対して一括判定を行う。判定により券面記載事項の変更を抽出し、バッチ処理「資格確認書一括発行(月次)」にて、資格確認書・資格情報のお知らせの一括発行を実施する。

再発行処理のタイミング

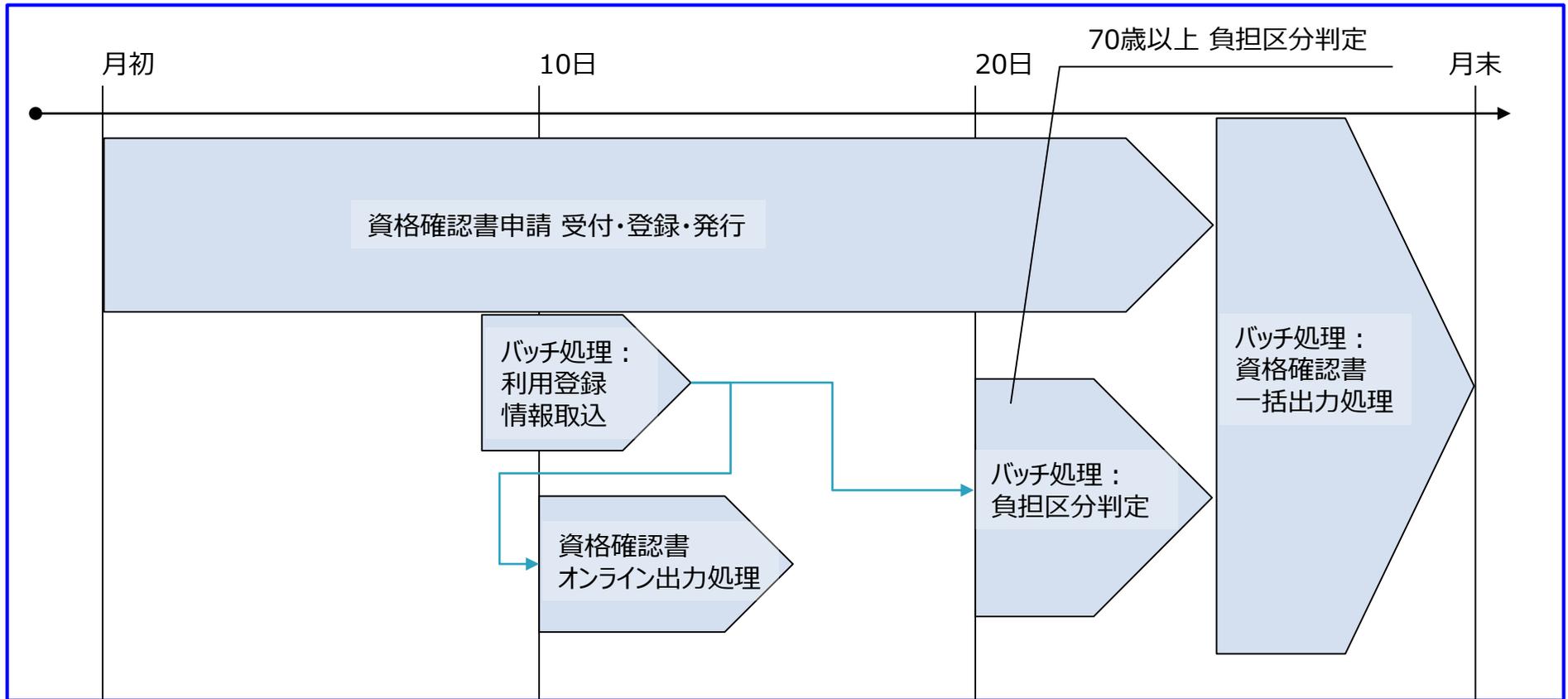
No.	契機	想定サイクル	出力対象帳票	概要
1	利用者情報の取り込み	月次	資格確認書 資格情報のお知らせ	利用者情報の変更に伴い、再発行を実施する
2	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ	月次	資格確認書	(設計方針 4 - 5) 記載のとおり
3	宛名変更	月次	資格確認書 資格情報のお知らせ	バッチ処理にて、発行履歴を参照し券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別)の変更がある場合、再発行を実施する
4	高齢者負担割合の変更	月次	資格確認書 資格情報のお知らせ	負担割合に変更が生じる場合、資格確認書・資格情報のお知らせの発行を実施する
5	限度額適用区分の変更	月次	資格確認書 資格情報のお知らせ	認定証情報作成により、限度額適用区分の変更が生じる場合は、資格確認書・資格情報のお知らせの再発行を実施する

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

「資格確認書」の月次処理については、利用登録情報取込や負担区分判定の結果により、券面記載事項に変更が生じた場合は、職権により「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を一括交付する。

なお、制度施行後の運用については、運用モデルスケジュールおよび、運用管理マニュアルの記載内容を整理して、改めてお示しする。



2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

機能概要 9

被保険者証廃止に伴う、照会画面等に関する機能の見直し

本制度改正による国保標準システムの機能追加・見直しに伴い、世帯照会画面や履歴照会画面等の各照会画面に関する表示項目の見直しを実施する。

また制度施行後の窓口運用で、照会画面にて確認が必要であると想定される項目について整備を行う。

設計観点 9

- ① 保険証の廃止に伴い、「保険証」ラベルを「資格確認書」に置き換える等の見直しを行う
- ② 表示領域が不足する場合は、廃止した制度等に関する表示項目を廃止する

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針 9 「設計観点 9」を踏まえ、画面表示項目を見直す

世帯照会画面において、証種別欄の「保険証」ラベルを「資格確認書」に置き換える等の見直しを行う
「保険証利用登録」の有無や「証明書有効期限」の状態、「マイナカード」の所持有無等を確認可能とするよう画面レイアウトの見直しを実施する。

【世帯】タブの補足事項

①証種別

マイナ保険証の利用登録状況や資格確認書の交付状況を表示する。

- ・「マ」・・・マイナ保険証の利用登録あり
- ・「確」・・・資格確認書交付済み
- ・「滞」・・・特別療養費対象

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針 9 「設計観点 9」を踏まえ、画面表示項目を見直します

表示領域が不足する場合は、廃止した制度等に関する表示項目を削除する。

【従前の世帯照会画面】

国保資格世帯照会 [Fks_ShikakuSetaishokai] - Internet Explorer
令和4年9月10日(木) 市民窓口2: 自該管理ユーザ | 利用可能時間: 0:00~23:59

Menu

保険証 (加入中) 世帯主 (加入中)
保険証番号 00002280 世帯区分 普通世帯 世帯主氏名 国保 太郎
保険証種別 保険証 ① 退職区分 混合 行政区 000001 英字コード下行政区 電話番号
有効期限 R04.07.31 被保険者数 4 現住所 213-0024 明津 8 8 7 番地
④ 回収年月日 退職者数 ① 2 転出先
世帯メモ A0: 略称 A O 世帯注①

加入	宛名番号	扶番	氏名	生年月日	資格	性別	国保納付	資格(異動日・事由) 適用開始(届出日)	資格(異動日・事由) 適用終了(届出日)	② 前期高齢	③ 認定証	特定疾病	介護	通称除外	学通特例	旧扶養	非自失業	保険証種別
加入	0000002280	01	コバ カツ	S45.12.01 : 51 歳	世帯主	男	○	R04.02.01 : 他開		限			○					保
加入	0000002280	02	コバ カツ	S45.12.01 : 51 歳	世帯主	男	○	R04.02.01 : 他開		限			○					保
加入	0000002281	02	コバ カツ	S45.12.01 : 51 歳	妻	女	○	R04.02.01 : 他開		限								保
加入	0000002282	03	コバ カツ	H11.10.30 : 22 歳	被保者	女	○	R04.02.01 : 他開		限								保
加入	0000002283	04	コバ カツ	H14.10.30 : 19 歳	被保者	女	○	R04.02.01 : 他開		限								保

【従前の世帯照会画面の補足説明】

- ①退職者医療制度に係る表示項目を廃止
- ②「前期高齢」の表示項目を廃止
- ③「認定証」の表示項目を廃止
- ④「回収年月日」の表示項目を廃止

【見直し後の世帯照会画面】

国保資格世帯照会 [Fks_ShikakuSetaishokai] - Internet Explorer
令和4年9月10日(木) 市民窓口2: 自該管理ユーザ | 利用可能時間: 0:00~23:59

Menu

保険証 (加入中) 世帯主 (加入中)
保険証番号 00002280 世帯区分 普通世帯 世帯主氏名 国保 太郎
⑤ 証種別 資格確認書 行政区 000001 英字コード下行政区 電話番号
有効期限 R04.07.31 被保険者数 4 現住所 213-0024 明津 8 8 7 番地
世帯メモ A0: 略称 A O 世帯注① 転出先

加入	宛名番号	扶番	氏名	生年月日	資格	性別	国保納付	資格(異動日・事由) 適用開始(届出日)	資格(異動日・事由) 適用終了(届出日)	特定疾病	介護	通称除外	学通特例	旧扶養	非自失業	⑥ 証種別
加入	0000002280	01	コバ カツ	S45.12.01 : 51 歳	世帯主	男	○	R04.02.01 : 他開								マ
加入	0000002281	02	コバ カツ	S45.12.01 : 51 歳	妻	女	○	R04.02.01 : 他開								確
加入	0000002282	03	コバ カツ	H11.10.30 : 22 歳	被保者	女	○	R04.02.01 : 他開								確
加入	0000002283	04	コバ カツ	H14.10.30 : 19 歳	被保者	女	○	R04.02.01 : 他開								確

【見直し後の世帯照会画面の補足説明】

- ⑤「保険証利用」・・・マイナ保険証利用登録状況が確認できる項目を追加
- ⑥「証種別」・・・マイナ保険証、資格確認書、特別療養費対象世帯等の状況が確認できる項目に変更

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

機能概要10

被保険者証廃止に伴う、連携機能の見直し

従来、「被保険者証」「短期被保険者証」「資格証明書」の交付履歴を基に作成している連携ファイルとして、国保情報集約システムとの「資格情報（個人）ファイル」、特定個人情報番号31（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）等（※1）に設定される「副本（資格情報）」、および、市町村システム向けその他システム連携機能として「保険証交付ファイル」（総務省中間標準レイアウト）がある。

被保険者証廃止に伴い、制度施行以降は「被保険者証」「短期被保険者証」「資格証明書」の交付履歴は作成されないことになる為、これら連携機能を見直す。

※1 「副本（資格情報）」が含まれる特定個人情報番号は、以下のとおり。

31、37、38、39、46、47、50、81、83

設計観点10

- 国保情報集約システム向け「資格情報（個人）ファイル」連携ファイルが被保険者証等の交付履歴以外から作成できること
- 「副本（資格情報）」連携ファイルが被保険者証等の交付履歴以外から作成できること
- 市町村システム向けインタフェース連携機能の見直しは行わない

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

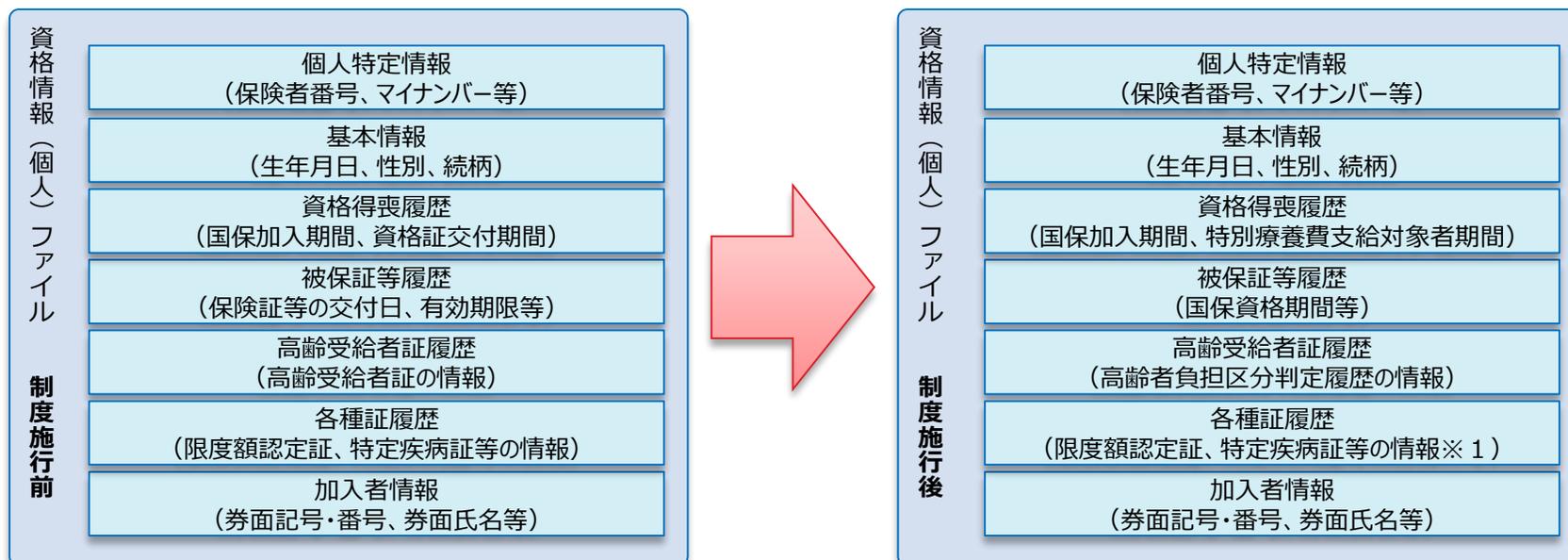
2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針 10-1

国保情報集約システム向け「資格情報（個人）ファイル」連携ファイルが被保険者証等の交付履歴以外から作成できること

従来、「資格情報（個人）ファイル」のうち「被保証等履歴」「高齢受給者証履歴」の各項目について、被保険者証等の交付履歴を基に設定してきた。これらの各項目について、制度施行日以降は、業務コード値「被保証等履歴切替日（仮）」で指定する日以降の期間を「国保資格期間や高齢者に関する負担区分判定履歴等を基に設定する。

また、「資格情報（個人）ファイル」のうち、「被保証等履歴」および「資格得喪履歴」における「資格証明書」に関する情報（期間）を「資格証明書」の交付履歴を基に設定してきた。これら項目について、制度施行日以降の期間は、機能概要 6 に記載した「特別療養費支給対象者」の該当日、非該当日を基に設定する。各項目の変更概要については、「別紙 2 他システム連携機能に関する補足資料」に示す。



※ 医療保険情報提供等実施機関より公開されている「加入者情報に係るインターフェイスおよび医療保険者等に影響する改修案件について」令和5年12月28日（令和6年7月11日更新）のとおり

※ 1 「各種証履歴」についても、一部項目の設定方法を見直す

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針 10-2

➤ 「副本（資格情報）」連携ファイルが被保険者証等の交付履歴以外から作成できること

従来、「副本（資格情報）」のうち、「証区分」、「有効期限」については、被保険者証等の交付履歴を基に設定してきた。これらの項目について制度施行日以降は、国保資格期間、および、機能概要6で記載した「特別療養費支給対象者」の該当日・非該当日を基に以下のとおり、コード値の読み替えを行い設定する。

証区分 : 「1 : 被保険者証」 特別療養費支給対象者以外の期間

「3 : 資格証明書」 特別療養費支給対象者の期間

有効期限 : 現在有効な証区分については、設定しない。有効な証区分ではないときのうち、適用終了となった場合は適用終了日の前日、別の証区分となった場合は次の証区分の開始日の前日を設定する。

※ 読替えに関する詳細は次ページの「副本登録について（令和6年法施行以降の読み替え対応について）」に示す。

※ 「副本（資格情報）」の変更概要については、「別紙2 他システム連携機能に関する補足資料」に示す。

【情報提供側情報】		特定個人情報コード	版番号	データ項目	データ型	データ型が文字列型の場合の構成文字種	データ長		繰り返し	データ項目説明	提供可能となる情報の状況			
追加	変更						廃止	項番			桁数	可変/固定	毎年の登録月日	毎年の確認月日
		1	TK00003100000010	1.2	国民健康保険関係情報					照会対象の制度のみ、項目に値を設定する	-	-	-	
		2	TK00003100000030	2.0	資格情報					複数の履歴が存在する場合は、繰り返す。	-	-	-	
		3	TK00003100000040	2.0	被保険者番号	文字列	半角数字	8	固定	-	被保険者証に記載の被保険者番号を指定する	証発行の処理時に随時	なし	5年
		4	TK00003100000050	2.0	被保険者名称	文字列	全角	30	可変	-	被保険者証に記載の被保険者名称を指定する	証発行の処理時に随時	なし	5年
		5	TK00003100000060	2.1	被保険者証記号番号	文字列	全角	20	可変	-	被保険者証に記載の記号番号を指定する	証発行の処理時に随時	なし	5年
		6	TK00003100000080	2.1	組合員コード	文字列	半角数字	1	固定	-	組合員コードを指定する 0:組合員、1:家族	証発行の処理時に随時	なし	5年
		7	TK00003100000085	2.1	証区分	文字列	半角数字	1	固定	-	証の種類を設定する 1:被保険者証、2:短期被保険者証、3:資格証明書	証発行の処理時に随時	証発行の処理時に随時	5年
		8	TK00003100000090	2.0	有効期限	日付	-	10	固定	-	被保険者証に記載の有効期限	証発行の処理時に随時	なし	5年
		9	TK00003100000100	2.2	資格取得日	日付	-	10	固定	-	資格を取得した異動日を指定する 市町村においては、平成30年4月以降、資格取得日と適用開始日が異なる場合には、適用開始日を指定する。	資格取得の処理時に随時	なし	5年
		10	TK00003100000110	2.2	資格喪失日	日付	-	10	固定	-	資格を喪失した異動日を指定する 市町村においては、平成30年4月以降、資格喪失日と適用終了日が異なる場合には、適用終了日を指定する。	資格取得の処理時に随時	なし	5年
		11	TK00003100000160	1.0	国民健康保険旧被扶養者情報	-	-	-	-	-	複数の履歴が存在しているも、確定した時点から見て最新の履歴を指定する	情報なし	情報なし	情報なし
		12	TK00003100000170	1.0	旧被扶養該当異動日	日付	-	10	固定	-	旧被扶養者の該当年月日を指定する	情報なし	情報なし	同上

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

副本登録について（令和6年法施行以降の読み替え対応について）

- 被保険者証等（短期証、資格証明書を含む。以下同じ。）の廃止に伴い、制度施行以降は「被保険者証」「短期被保険者証」「資格証明書」の交付履歴は新たに作成されないことになる。
- 現在、副本登録において、「被保険者証」「短期被保険者証」「資格証明書」の交付履歴を設定して連携している機能が存在しており、連携仕様について見直しが必要となるが、施行後最大1年間は発行済みの被保険者証等を使用可能とする経過措置が設けられていること、情報連携に用いるデータ標準レイアウトの改版時期が例年6月であることなどから、令和6年の改版には取り込んでいない。
- このため、施行日以降、制度施行に対応したデータ標準レイアウトの改版が完了するまでの間、副本登録にについて、経過的に以下のとおり読み替えて取り扱うこととする。

<証区分>

それぞれ以下のとおり設定する。

- 「1：被保険者証」として設定
 - 有効な被保険者証の保有者（経過措置期間）
 - 資格確認書を発行したとき
 - マイナンバーカードの健康保険証利用登録がある方
- 「2：短期被保険者証」として設定
 - 有効な短期被保険者証の保有者（経過措置期間）
 - ※ 法施行以降は、新たに設定しない
- 「3：資格証明書」として設定
 - 有効な被保険者資格証明書の保有者（経過措置期間）
 - 特別療養費の支給対象者に、資格確認書（特別療養費支給対象者向けのもの）を発行したとき

<有効期限>

資格確認書を発行した場合を含め、有効期限を設定しないものとする（「@NUL = 1」を設定）。

※ 現在有効期限が設定されている情報について修正する必要はない

<提供可能となる情報の状況>

「毎年の登録月日」、「毎年の確認月日」の列において、「証発行の処理時に随時」とあるのは、「随時」と読み替えた上で設定する。

※ 資格確認書の交付を行わない被保険者についても随時設定する

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

設計方針 10-3

➤ 市町村システム向けインターフェース連携機能の見直しは行わない

現在、標準システムから市区町村向けに連携しているインターフェース機能のうち、被保険者証交付に関する情報を連携しているインターフェースとして「保険証交付ファイル」（総務省中間標準レイアウト）があり、「保険証種類区分」、「交付日」、「有効期限」の項目を連携している。

「保険証交付ファイル」（総務省中間標準レイアウト）レイアウトを以下に示す。

データ項目一覧表		業務名					移行ファイル名		バージョン	
		国民健康保険					国保保険証交付ファイル		V2.7	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字使用	コード	必須[○] /任意 [空白]	繰り返し [回数以上の場合は ※のみの記載]	項目説明	サンプル値	備考
1	国保保険証交付履歴キー情報									
2	国保記号番号	X	12			○		国保被保険者証の記号番号	12345678	APPLIC標準仕様 データ一覧 国民健康保険:国保記号番号 引用
3	識別番号	X	15			○		自治体内で人を统一的に管理する番号	1234567890	APPLIC標準仕様 データ一覧 国民健康保険:識別番号 引用
4	保険証種類区分	X	2		保険証種類区分	○		保険証の種類を表す	01	
5	発行連番	9	3			○		国保記号番号>保険証種類区分 毎に1から連番	1	
6	国保保険証交付履歴情報									
7	マル学マル通区分	X	1		マル学マル通区分			マル学かマル通か施設適用かを表す区分	0	
8	交付日	9	8			○		保険証の交付日	20110901	
9	有効期限	9	8			○		保険証の有効期限	20121030	
10	交付区分	X	1		交付区分	○		一斉切替発行か窓口発行か窓口再発行かなどの交付方法を表す区分	3	
11	高齢証負担割合	X	1		高齢証負担割合	○		高齢受給者証の場合に交付した負担割合を表す区分 高齢受給者証の場合は必須 負担割合増減結期間中(2割(～まで1割))は、「法律上の割合」とし、2割とする	2	
12	限度額認定証区分	X	1		限度額認定証区分	○		減額認定証、限度額適用認定証の場合の自己負担限度額を表す区分、または特定疾病療養受療証の場合の自己負担限度額を表す区分 限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の場合に必須	B	
13	発効認定日	9	8					自己負担限度額区分の認定日	20110801	
14	短期証該当月数	9	2					短期証が適用されている場合の短期証該当月数を設定	3	
15	証回収日	9	8			○		証を回収した日	20120331	
16	証回収理由	X	1		証回収理由	○		証を回収した理由	1	
17	退職区分	X	1		退職区分			国保退職証当時の退職本人、退職被扶養者を表す区分	1	APPLIC標準仕様 データ一覧 国民健康保険:退職区分 引用
18	特定疾病名区分	X	1		特定疾病名称区分	○		特定疾病療養受療証の場合に、特定疾病の種類を表す区分	1	
19	長期入院証当年月日	9	8			○		限度額適用・標準負担額減額認定証の長期入院証当日	20120227	

保険証種類区分
01：一般被保険者証
02：退職被保険者証
03：資格者証
04：高齢受給者証

2. 制度改正に伴う国保業務に関わる変更

2. 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応

本連携については、「保険証交付ファイル」（総務省中間標準レイアウト）について、現時点で改訂がないことから、システムの見直しは行わない。（改訂となった際は改めて検討する。）

なお、他システム連携仕様書においては、本連携を「市町村滞納システム」向けとしており、主に短期証、資格証の交付に関するデータ連携が想定される。短期証については廃止され、資格証明書については特別療養費支給対象者として管理することとなる。このため、「市町村滞納システム」で特別療養費支給対象者の情報が必要となる場合には、「設計方針 6 - 1」にて示した「滞納CSV」または「滞納一括登録データ（CSV）」などを活用頂く。